

尾鷲市土砂等の埋立て等 の規制に関する条例 届出等の手引き

令和7年7月
尾 鷲 市

この手引きは、土砂等の埋立て等の適正化を図るため、土砂等の埋立て等を行おうとする皆様に、「尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和7年7月17日改正条例施行）の趣旨・内容をご理解いただき、円滑な届出等の手続きを行っていただけるよう、届出等に当たっての留意事項、書類の作成等について解説したものです。

目 次

本手引きの構成	2
1. 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要	2
(1) 条例の目的	3
(2) 条例(届出)の構成	4
(3) 条例の概要(主な責務等)	5
①土砂等の埋立て等を行う者の責務等	5
②土砂等を発生させる者の責務等	6
③土地所有者の者の責務・義務	6
④命令・公表・罰則など	6
2. 土砂等の埋立て等を行おうとする場合	8
(1) 土砂等、土砂等の埋立て等、埋立て等区域とは	8
①土砂等とは	8
②土砂等の埋立て等とは	8
③埋立て等区域とは	9
(2) 土砂等の埋立て等を行う場合	9
①尾鷲市による報告徴収及び立入検査	9
②その他	9
(3) 土砂基準	10
(4) 条例の届出を要する土砂等の埋立て等とは	12
①届出を要する土砂等の埋立て等	12
(5) 条例の届出が不要な土砂等の埋立て等とは	12
①面積規模や土砂等の発生場所に関して届出不要の場合	12
②埋立て等を行う者に関して届出不要の場合	13
③他法令等に基づく許可等の処分にに関して届出不要の場合	13
④その他の届出不要の場合	14
(6) 届出の要不要のまとめ	15
3. 土砂等の埋立て等の届出をする場合	16
(1) 事前協議	16
①事前調査・事前相談	16
②事前協議書の作成・提出	18
③周辺地域の住民への説明会に関する事前協議	19
④周辺地域の住民への説明会の開催	19
(2) 土地所有者への説明・同意	24
①土砂等の埋立て等の届出(条例第12条の2)の場合	24
(3) 土砂等の埋立て等届出	25
①届出書の作成・提出	25
(4) 届出にあたっての留意事項	34
4. 土砂等の埋立て等の届出をした後、土砂等の埋立て等を行う場合	35
(1) 届出をした埋立て等の内容について変更する場合(届出)	35

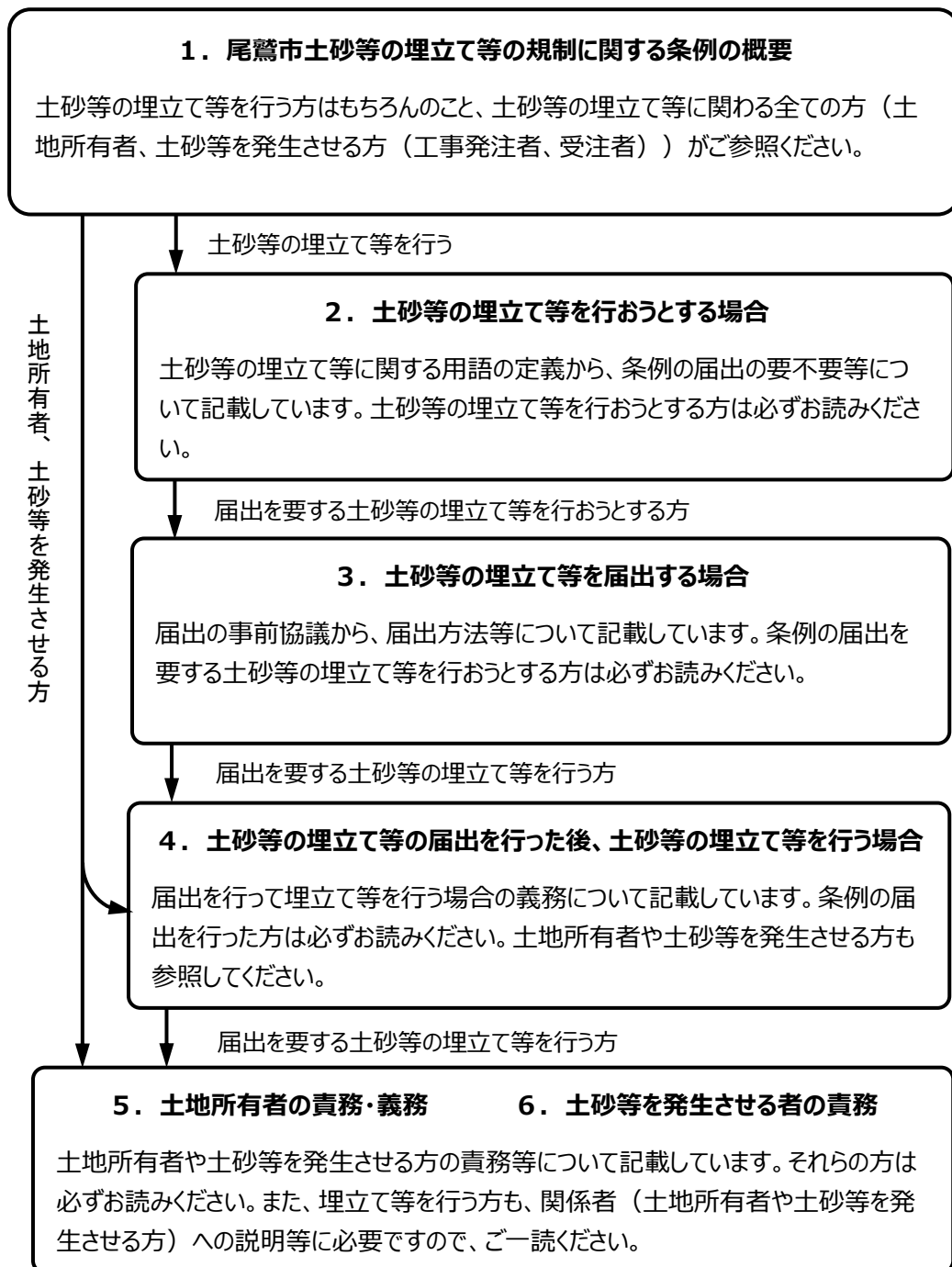
①変更届出か、軽微変更届出か	35
②変更届	37
③軽微変更届出	40
(2) 届出をした後、土砂等の埋立て等を行う場合の義務等	41
①土地の所有者への通知	41
②搬入の報告（搬入土砂等の発生元、汚染のおそれがないことの確認等）	43
③土砂等管理台帳の作成及び使用等された土砂等の量の報告	50
④水質調査、土壌調査及びその報告	53
⑤標識の掲示	57
⑥関係書類の備え付け及び閲覧、保存	58
(3) 完了、廃止、休止する場合	59
①届出	59
(4) 地位を承継する場合	61
①地位承継の届出	61
(5) 命令・停止命令・公表	63
①命令	63
②土砂等の埋立て等の停止命令	63
③命令時の公表	63
(6) その他（報告徴収・立入検査、罰則）	65
①報告徴収	65
②立入検査	65
③罰則	65
5. 土地所有者の責務・義務	67
(1) 土地所有者の責務	67
(2) 土地所有者の義務	67
①埋立て等に同意する場合	67
②埋立て等に同意した場合	67
(3) 土地所有者への勧告・命令	68
①土地所有者への勧告	68
6. 土砂等を発生させる者の責務	69
(1) 土砂等を発生させる者の責務（全ての方）	69
(2) 土砂等を発生させる者の責務（許可を有する埋立て等区域に土砂を搬入する方）	69
手引き様式	70

本手引きの構成

この手引きは、土砂等の埋立て等を行おうとする皆様に、条例の趣旨・内容をご理解いただくとともに、届出にあたっての留意事項、書類の作成等について解説したものです。

また、土砂等の埋立て等に関わる様々な方（土地所有者の方、土砂等を発生させる方（建設工事の発注者、受注者））にも参考としていただけるよう、それぞれの責務や関連する資料を掲載しています。

土砂等の埋立て等の適正化のために有効にご活用ください。



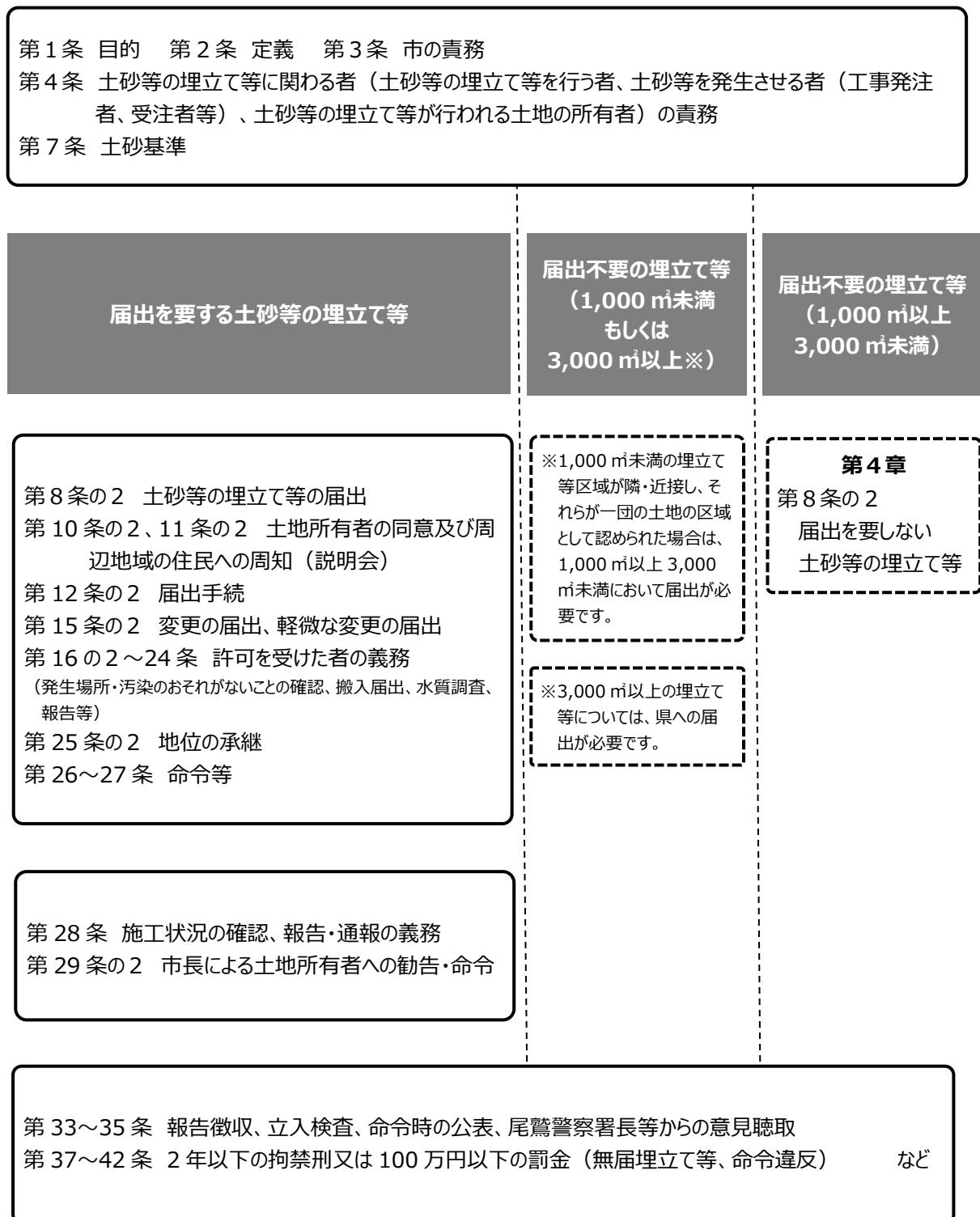
1. 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

(1) 条例の目的（条例第1条）

この条例は、土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(2) 条例（届出）の構成

この条例の構成は、図表 1-1 のとおりとなっています。



図表 1-1 条例（届出）の構成

(3) 条例の概要（主な責務等）

①土砂等の埋立て等を行う者の責務等

(i)土砂等の埋め立て等を行う者の責務（条例第4条関係）

- 埋立て等を行う土地の区域の周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。
- 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

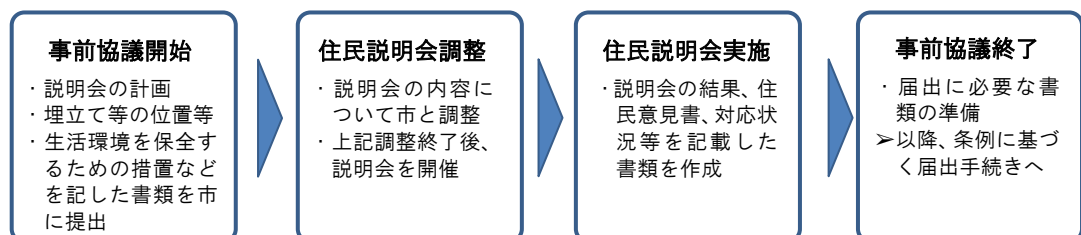
(ii)1,000㎡以上3,000㎡未満の土砂等の埋立て等を行う者の義務（条例第8条の2～25条関係）

(ア)届出について（条例第8条の2関係）

- 盛土規制法の規制区域内で埋立て等を行う土地の区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満かつ埋め立て等の高さが1mを超える場合は、市への届出が必要です。
- 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする土砂等の埋立てを行う土地の区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満かつ埋め立ての高さが1mを超える場合は、届出が必要です。
- ただし、他法令の許認可取得などにより届出が不要になる場合があります。
- 1,000㎡未満の埋立て等であっても、隣接等している複数の埋立て等の区域をあわせ、一団の土地の区域で1,000㎡以上となる場合には、届出が必要です。（3,000㎡以上なら県への届出となります。）

(イ)届出前の手続き等（条例第9条～12条の2関係）

- 届出の手続きを円滑に進めるために、事前の相談及び事前の協議を十分にしてください。（図表1-2参照）
- 届出前に、埋立て等が行われる土地の所有者の同意を得る必要があります。（条例第10条の2）
- 届出前に、周辺地域の住民に対する説明会を行う必要があります。（条例第11条の2）
- 住民説明会の開催結果、周辺住民の意見書の概要及びその対応状況等の書類等を作成する必要があります。（条例第11条の2）
- 届出にあたっては、埋立て等の目的及び内容、規模、搬入計画、生活環境を保全するための措置等を記した届出書とあわせて、土地所有者の同意書や住民説明会の開催結果などの各種書類の提出が必要です。（条例第12条の2）



図表 1-2 事前協議等の概要

(ウ) 届出を行った者の義務(条例第 16 条の 2～25 条の 2 関係)

- ☐搬入土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認、その結果の市への報告(搬入前)
 - ☐搬入土砂等の量等を記載した土砂等管理台帳の作成、搬入した土砂等の量の市への報告(6 ヶ月毎)
 - ☐排水の定期的な水質調査(6 ヶ月毎)、その結果の市への報告
 - ☐埋立て等区域内の土壌の汚染状況の定期的な調査(3 年毎)、その結果の市への報告
 - ☐氏名又は名称その他を記載した標識の掲示 など
- (これらの義務を履行しない場合、埋立て等の停止命令などの対象となります。)

②土砂等を発生させる者の責務等(条例第 5 条関係)

土砂等を発生させる者の責務等は、次のようなものです。

- ☐土砂等の発生を抑制し、発生土砂等の有効利用の促進に努めるとともに、発生土砂等により不適正な土砂等の埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。
- ☐土砂等を発生させる者は、本条例の届出をして埋立て等を行う者に対して、土砂等の搬入前に、土砂等発生元証明書を発行する必要があります。また、「汚染のおそれがない土砂等である。」ことを示す書類を提示するなどの協力をしてください。なお、それらの書類の作成には時間を要しますので、工事に着手する前に相当の余裕をもって作成するようにしてください。
- ☐改良土又は再生土の製造者は、その製造した改良土又は再生土の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努める必要があります。

③土地所有者の者の責務・義務(条例第 6 条、第 28 条～29 条の 2 関係)

土地所有者の者の責務は、次のようなものです。

- ☐所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。

土地所有者の者の義務は、次のようなものです。(第 28 条～29 条の 2 関係)

- ☐届出に係る埋立て等が行われることについて同意(条例第 10 条の 2)を行った土地所有者は、埋立て等の施工状況を毎月 1 回以上確認し、計画や届出の内容と明らかに異なる埋立て等が行われていることを知ったとき、直ちに埋立て等の中止などを求め、市に報告する必要があります。これらの義務を怠った場合、当該埋立て等に関して必要な措置を講ずるよう勧告や命令を受ける場合があります。(施工状況の確認は、他の方にしてもらうことも可能です。)

④命令・公表・罰則など(条例第 37 条～第 42 条関係)

(i)命令・公表など

- ☐市はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地所有者などに対して

埋立て等に関する報告を求めることがあります。また、埋立て等を行う者等に対して立入検査をすることがあります。

□市は届出違反があった場合などに、本条例の届出を行った者等に対して、埋立て等の停止や必要な措置を命じることがあります。

□市は命令をした場合に、命令を受けた者の氏名又は名称、命令内容等を公表することがあります。

(ii)罰則

□無届出、命令違反など：2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

□排水が水質基準に適合しないことによる措置命令違反など：1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

□土地所有者に対する命令違反：6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 など

2. 土砂等の埋立て等を行おうとする場合

(1) 土砂等、土砂等の埋立て等、埋立て等区域とは

条例で使用している用語の定義について説明します。(条例第2条関係)

①土砂等とは

条例の対象となる「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、改良土並びに再生土が該当します。

□「土砂」は、建設工事などにより発生した土、砂又はこれらと礫、砂利等が集まったものです。

□岩石や化石などの自然物が混入又は付着されているものも含みます。

□「改良土」は、土砂にセメントや石灰などの改良材を混合し、安定処理されたものです。

□「再生土」は、産業廃棄物である汚泥（建設汚泥、浄水汚泥など）が適正に処理（脱水、混練、混合）され、土砂と同様の形状を有するものです。

□有価物か無価物かは問いません。（再生土は除く）

□礫、砂利、岩砕だけが集まったものは、土砂等に該当しません。

□廃棄物処理法に規定する産業廃棄物（汚泥、アスファルトやコンクリートの破片・塊など）や土壤汚染対策法に規定される「汚染土壌」は、土砂等に該当しません。

（それらは廃棄物処理法や土壤汚染対策法の規定により、土砂等とは別に処理・処分してください。）

□汚泥以外の産業廃棄物である「がれき類」や「鉱さい」等を原材料とした RC 材などの再生資材や鉄鋼スラグ等は、土砂等に該当しません。

なお、土砂とこれらの再生資材等が混和して分離不可能なものは、総体として土砂等として扱うものとします。

□土砂等に該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。

②土砂等の埋立て等とは

条例の対象となる「土砂等の埋立て等」とは、次の「埋立て」、「盛土」その他の土地への土砂等の堆積を行う行為です。将来の搬出を前提とする一時的な堆積も対象となります。

なお、「切土」のみ（発生土は場外に搬出）の場合は、該当しません。（図表 2-1 参照）

□埋立て

・周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。

・例えば、建設残土等で山間部の窪地を埋め立てる「残土処分場」などが該当します。

□盛土

・周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、その形状の変更の予定がないもの。

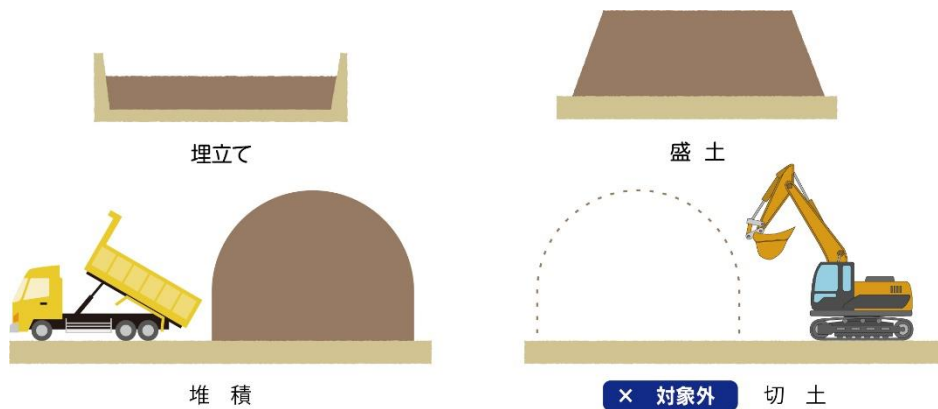
・例えば、農地や宅地の造成などが該当します。

□堆積（たいせき）

・周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂等を盛り、将来の形状の変更（搬出）が予定

されているもの。

・一時保管を含みます。例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。



図表 2-1 条例の対象となる「土砂等の埋立て等」

③埋立て等区域とは

埋立て等区域とは、次のようなものです。

- 事業用地の外から搬入した土砂等を埋立て及び盛土、堆積する土地が該当します。
- 進入路や調整池、展開検査等を行う場所や緩衝地帯等は原則含みません。ただし、進入路等自体も土砂等の埋め立て等により造成する場合は「埋立て等区域」に該当します。
- また、届出に際しては「埋立て等区域」だけでなく、生活環境保全のために必要な施設等の「埋立て等に供する施設」にも各種基準が適用されていることにご留意ください。

（２）土砂等の埋立て等を行う場合

①尾鷲市による報告徴収及び立入検査（条例第 33 条関係）

土砂等の埋立て等を行う者に対し、この条例の施行に必要な限度において、届出の要不要に関わらず、市から次のことを求める場合があります。これらの求めに対応しなかった場合、罰則が適用される場合があります。（条例第 33 条）

- 市は、土砂等の埋立て等の施工の状況等について報告を求めることがあります。
- 市は、土砂等の埋立て等を行う者等の管理事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、土砂等もしくは排水を無償で収去し、又は関係者に質問することがあります。

②その他

土砂等の埋立て等の土地の改変については、この条例以外にも、都市計画法及び宅地造成等規制法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、三重県砂防指定地等管理条例をはじめ、各種法令により規制が設けられています。土砂等の埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制の内容や手続きについて、関係機関に確実に確認するようにしてください。

(3) 土砂基準（条例第 7 条）

□土砂等の埋立て等については、土砂基準（図表 2-2）に適合することとなっております。確認してください。

◆土砂基準に適合しない埋立て等については、**県土砂条例**にて以下のように定められています。

□何人も土砂基準（図表 2-2）に適合しない土砂等の埋立て等は禁止されます。

□土砂基準に適合しない埋立て等が行われているおそれがあるときは、埋立て等を行っている者は、停止命令や措置命令を受けることがあります。

□土砂基準に適合しない埋立て等が確認されたときは、埋立て等を行っている者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者がいるときは、その者も含まれる。）は、撤去命令（全部又は一部）や措置命令を受けることがあります。

図表 2-2 土砂基準

項目		溶出量基準	含有量基準
1	クロロエチレン	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること	-
2	四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること	-
3	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004mg 以下であること	-
4	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1mg 以下であること	-
5	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04mg 以下であること	-
6	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002mg 以下であること	-
7	ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02mg 以下であること	-
8	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること	-
9	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1mg 以下であること	-
10	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006mg 以下であること	-
11	トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること	-
12	ベンゼン	検液1Lにつき 0.01mg 以下であること	-
13	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム 0.003mg 以下であること	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること
14	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること
15	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること
16	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀 0.0005mg 以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること
17	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること
18	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること
19	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素 0.01mg 以下であること	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること
20	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること
21	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素 1mg 以下であること	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること
22	シマジン	検液1Lにつき 0.003mg 以下であること	-
23	チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02mg 以下であること	-
24	チウラム	検液1Lにつき 0.006mg 以下であること	-
25	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	-
26	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	-

(4) 条例の届出を要する土砂等の埋立て等とは（条例第 8 条の 2 関係）

①届出を要する土砂等の埋立て等

土砂等の埋立て等区域の面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満かつその高さが 1m を超える埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市に届出をする必要があります。

（条例第 8 条の 2、規則第 8 条第 8 号）

□盛土規制法の規制区域内で埋立て等を行う土地の区域の面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満かつ埋め立て等の高さが 1m を超える場合は、届出が必要です。（※ 1 参照）

□四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする土砂等の埋立てを行う土地の区域の面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満かつ埋め立ての高さが 1m を超える場合は、届出が必要です。

□埋立て等区域を含む一団の土地の区域の面積が 1,000 m²以上であれば、届出は必要となります。（※ 1 参照）

□次節(5)に該当する埋立て等の場合は届出が不要です。

※ 1 一団の土地の区域について

複数の埋立て等の区域（1,000 m²未満）が隣接等し、それら「一団の土地の区域」の面積が 1,000 m²以上となる場合、届出が必要となります。

「一団の土地の区域」とは、次の(a)～(c)の事項を勘案し、個々の行為を一体の行為と捉えて、1,000 m²以上になるとして取り扱う区域です。

このため、たとえ、埋立て等を行う者が別の者であっても、「一団の土地の区域」に該当する場合があります。また、複数の行為を行おうとする場合などでは、個々の行為面積では届出対象とならなくても、「一団の土地の区域」として届出対象となる可能性がありますので、必ず県市への事前相談を行ってください。

(a) 物理的の一体性（土砂等の埋立て等を行う土地が隣・近接しているか）

・対象となる土地が接しており、ひとまとまりとなっているなど、物理的な一体性を有していること。

(b) 機能的・計画的・主体的の一体性（埋立て等の行為が相互に関連しているか）

・二つ以上の土地の土砂等の埋立て等が一連の計画（排水施設の共用など）のもとに、その時期、目的等について密接な関連を持っていること。

(c) 既行為地の施工状況及び施工時期の近接性

・既行為地が完全に施工済み（先に埋立て等が行われた土地が既に土地利用されているか等）でない場合や既行為との施工時期が近接している場合。

(5) 条例の届出が不要な土砂等の埋立て等とは（条例第 9 条、第 9 条の 2 関係、同規則第 6～8 条関係）

次の①～④に掲げる土砂等の埋立て等は、条例の届出は不要です。（条例第 8 条、第 8 条の 2、同規則第 6～8 条関係）

①面積規模や土砂等の発生場所に関して届出不要の場合（条例第 8 条第 1 号・第 2 号・同規則第 8 条第 8 号）

□土砂等の埋立て等の面積が 1,000 m²未満もしくは 3,000 m²以上又は埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と、埋め戻し等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が 1m 以下の場合は市への届出は不要です。（ただし、当該埋立て等の区域を含む一団の土地の面積が 3,000 m²以上の場合を除く。（(3)①参照））

□土地の造成等の事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行う埋立て等（外部から土砂等の搬入がない場合）は届出不要です。

②埋立て等を行う者に関して届出不要の場合（条例第 8 条第 3 号・同規則第 6 条）

□土砂等の埋立て等を行う者（発注する場合も含む）が、図表 2-3 に掲げる団体等の場合、届出不要です。

図表 2-3 届出を要しない団体等

国	地方公共団体	土地改良区	土地改良区連合
土地区画整理組合	市街地再開発組合	日本下水道事業団	土地開発公社
中日本高速道路株式会社		独立行政法人水資源機構	
国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者（市長が公示して定めた者）			

③他法令等に基づく許可等の処分に関して届出不要の場合（条例第 8 条第 4 号～第 7 号 同規則第 7 条第 1 号～第 11 号 同規則第 8 条第 5 号～第 7 号）

□図表 2-4 に掲げる法令等の処分を受けて土砂等の埋立て等を行う場合は、届出は不要です。

□ただし、当該法令等の処分を受けた区域に隣接して、さらに埋立て等を行う場合は必ずご相談ください。

図表 2-4 届出を要しない特定の法令の処分等による埋立て等

採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第 15 条第 1 項の規定による許可若しくは同法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
土壤汚染対策法第 22 条第 1 項の規定による許可又は同法第 23 条第 1 項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土砂等の埋立て等
港湾法第37条第 1 項（第2号を除く。）の許可
道路法第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可
土地区画整理法第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可
都市公園法第5条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は第6条第 1 項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可
下水道法第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。）の承認
河川法第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
都市計画法第29条第1項又は第2項の許可
都市再開発法第7条の9第1項又は同法第66条第1項の許可

海岸法第8条第1項若しくは同法第37条の5の許可、または同法第13条第1項の承認
鉄道事業法第3条第1項の許可を受けたものが行う、鉄道路線、停車場その他の鉄道整備において行われる土砂等の埋立て等
三重県土採取規制条例第4条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
三重県港湾施設管理条例第3条第1項の許可
公有水面埋立法第2条第1項の免許に係る事業における土砂等の埋立て等

④**その他の届出不要の場合**（条例第8条第8号 同規則第8条第1号～第4号・第9号）

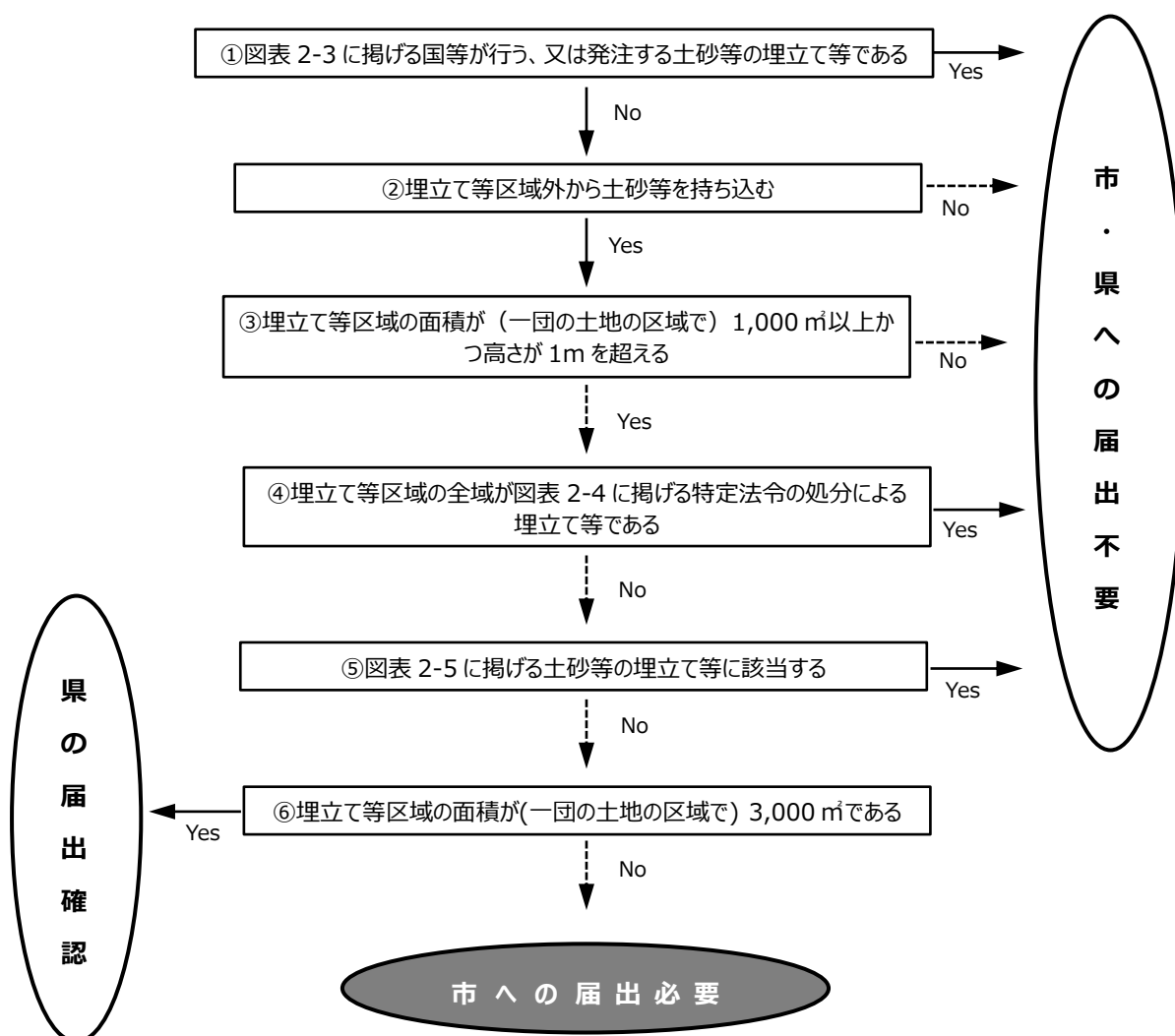
□図表 2-5 に掲げる土砂等の埋立て等は、届出は不要です。

図表 2-5 その他届出を要しない土砂等の埋立て等

非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
コンクリート、ガラスその他の製品（改良土は含みません。）を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等（主に製造のための原材料の保管を想定） （例）セメント原材料の建設発生土、ガラス原材料の珪砂など
運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等
地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等
土壤汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等
法令若しくは他の条例(三重県の条例を含む)の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等

(6) 届出の要不要のまとめ

届出の要不要の判断の参考とするためのフロー（イメージ）は図表 2-6 となります。ただし、その適用が明確でない場合には、必ずご相談ください。



図表 2-6 届出の要不要の判断フロー

【参考】提出書類について

○提出書類は、次の事項に留意して下さい。

- ・フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。
- ・添付書類一覧（書類内容と目次番号をつけたもの）を作成して、添付書類の最初に挿入してください。
- ・添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけてください。

3. 土砂等の埋立て等の届出をしようとする場合

■ポイント

- 条例に基づく土砂等の埋立て等の届出をしようとする場合、条例の規定により届出書の提出が必要です。
- 条例では、周辺住民への説明会をはじめとして、多くの規定が設けられていることから、手続きをより円滑に進めるため、届出者の方と県や関係機関等との間で、十分な事前の協議が不可欠と考えています。
- 届出を要する土砂等の埋立て等を行おうとする場合は、届出までに相当の時間を要しますので、可能な限り早期にご相談ください。
- 埋立て等を行う前の埋立て等区域における土壌汚染や周辺住民の反対など、埋立て等に伴う事業リスクを十分に勘案して進めるようにしてください。
- また、溪流に盛土をする行為は、雨水が集中するなど、流水の作用により、多量の土砂等が流出しやすい状態になるため、留意してください。

(1) 事前協議

■ポイント

- ここでは、事前相談、住民説明会に関する事前協議等について説明します。
- 届出及び変更届出を行う場合には、以降の円滑な手続きのために、事前相談が必要となります。
- 住民説明会については、条例第4条第1項の規定のとおり、周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならないことから、分かりやすく、丁寧に説明してください。

①事前調査・事前相談

(i) 事前調査

(ア) 条例の届出の対象かどうかの調査

- 条例の届出の対象かどうかについては、前章(2.(4)~(6))をよくご覧下さい。
- 該当するかどうか不明な場合、又は判断に迷う場合については、必ずご相談ください。

(イ) 土砂等の埋立て等を行おうとする区域に関する規制の調査

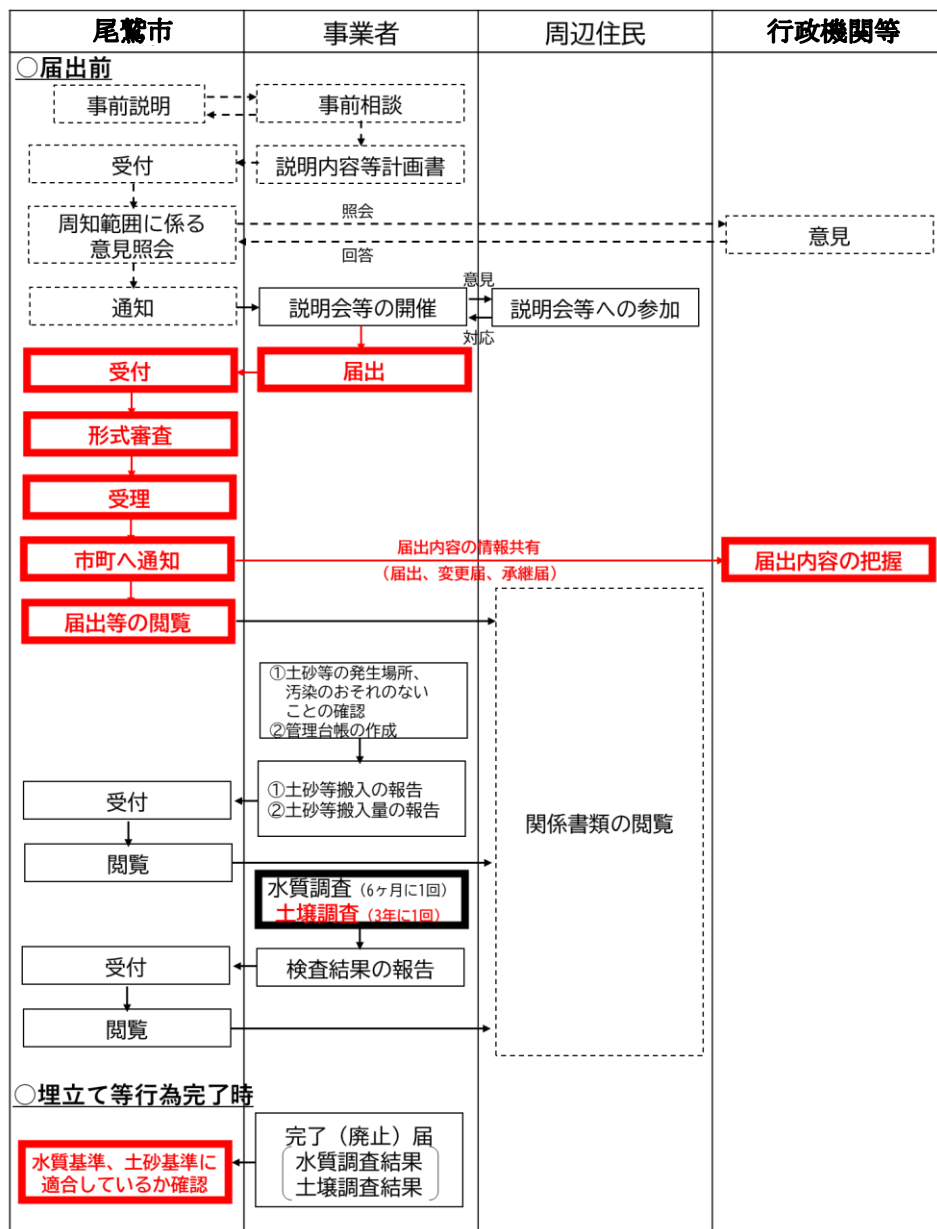
- 土砂等の埋立て等や土地の改変については、この条例以外にも、盛土規制法、森林法、農地法、三重県砂防指定地等管理条例をはじめ、様々な法令により規制が設けられています。
- 土砂等の埋立て等を行おうとする方は、これらの法令等の規制について漏れなく関係機関に確認してください。

(ii) 事前相談

(ア) 市への事前相談

- 事前調査が終了した時点で、届出を受けようとする埋立て等の事前相談をしてください。
- 市からは住民説明会の手順及び内容、届出、土砂基準、届出後の義務等について説明します。
- 欠格要件（条例第14条第1項第1号）に該当しないかどうか確認してください。
- また、（土地所有者の責務について理解した上で）埋立て等を行おうとする区域の土地所有者に対して、規則様式第4号の2の裏面を提示するなどの方法で当該責務について説明し、内諾を得ておくことを薦めます。
- 事前相談については、以降の円滑な手続きを行うため、複数回にわたる相談が必要になる場合があります。

図表 3-1 事前協議及び届出の手順（フロー図）



②事前協議書の作成・提出

(イ)事前協議書

(ア) 事前協議書の作成

□市への事前相談が終了した後、「土砂等の埋立て等事前協議書」(規則様式第1号)の作成を始めてください。

□本協議書には、行おうとする土砂等の埋立て等の目的、区域の位置及び規模などの項目から、埋立て等の期間や完了時の形状、搬入に関する計画などの将来に関する事項、さらには水質検査や災害防止のための措置まで記載する必要があります。そのため、綿密な計画を立ててから記載するようにしてください。

□また、事前協議書の提出の際には、①説明会開催計画書(規則様式第2号)とその添付資料(説明に使用する予定の資料(図表3-3に示す書面))、②埋立て等区域の位置図、現況平面図及び現況断面図、測量図及び求積図、計画平面図、計画断面図及び排水計画図、流域図、③埋立て等関係区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し、④埋立て等関係区域内に有し又は埋立て等関係区域内に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界確定図の写し、⑤土砂等の量の計算書、⑥土砂等の搬入経路図、⑧土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面、⑨土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面、⑩埋立て等関係区域の現況の写真、⑪資金調達計画書(規則様式第3号)等の添付が必要になりますので、周到的準備をしてください。

□事前協議書の提出の際には、行おうとする土砂等の埋立て等に関する他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。これは、本条例の許可後に遅滞なく事業が進められるかどうかの実現性を確認するためです。

(イ) 事前協議書の提出

□事前協議書の記載事項及び添付書類等について、不足がないことを確認してください。必要な書類や記載が不足しているなど、形式的要件が整っていない場合、受理できない場合があります。

□提出の際は、正本1部、副本2部を提出してください。副本の1部は受付後に事業計画者にお返しします。

□その後、提出された事前協議書の内容について、住民説明会への対応等に関する協議等を行うこととなります。

□なお、事前協議書については、関係機関や県、市町等と情報共有することがあります。また、市や県が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

③周辺地域の住民への説明会に関する事前協議

(i)住民説明会に関する事前協議

(ア) 事前相談

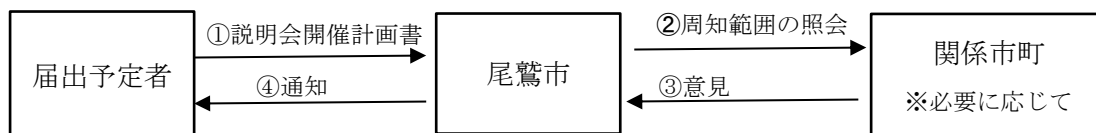
- 説明会開催範囲や周知方法、周知期間などについて事前に必ず市へ相談を行ってください。
- 住民説明会を開催すべき範囲は、埋立て等区域の隣接地及び同区域の属する自治会に係る区域のほか、次の区域であって市が必要と認める区域になります。
 - ・土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置に関する区域
 - ・周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置に関する区域
- 事前相談時には、図表 3-2-1 に示す周辺地域（周知を予定している範囲）、説明会において説明を予定している内容等を記載した「説明会開催計画書（規則様式第 2 号）」及び図表 3-2-2 の添付書類を提出してください。（正本 1 部、副本 1 部）
- 周知範囲については、関係市町（生活環境への影響が及ぶことが想定される市町）の意見を聴き決定した後、通知します。（図表 3-2-3）

図表 3-2-1 説明会開催計画書（規則様式第 2 号）の記載事項

1	氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
2	説明を予定している内容
3	周辺地域（周知を予定している範囲）や周知方法（日時、場所、対応者、説明概要等含む）

図表 3-2-2 説明会開催計画書（規則様式第 2 号）の添付書類

説明に使用する予定の資料（図表3-3に示す書面）



図表 3-2-3 周知範囲の決定の流れ

④周辺地域の住民への説明会の開催

(i)住民説明会の開催前

(ア) 説明会開催日時、場所の調整

- 前項（ア）で市と事前相談し、周知範囲等が確定した後、説明会を開催する範囲の自治会等の代表者と、説明会の開催日時、場所、周知方法、周知期間等について調整してください。
- 説明会の開催場所については、説明会の趣旨が「周辺住民の理解を得る。」ことですので、例えば、公民館や自治会館、市町関係施設等のように、住民の方が参加や質問をしやすい環境で行うようにしてください。
- 事業計画者が関与する施設での説明会の開催は、参加住民に対して心理的な圧迫感を与える可能性があるため好ましいとは言えない場合があります。

□公共施設などで説明会を実施するのに併せて、埋立て等区域で視察等も行うことは、説明会の趣旨をより反映したものであることから、望ましいものと考えます。

なお、次の(a)～(f)の事項を勘案し、説明会の趣旨に反していないと認められる場合は、土砂等の埋立て等区域又は土砂等埋立て等区域を見渡せる屋外の適当な場所で説明会を開催することもやむを得ないものと考えます。

(a) 説明会の対象となる自治会等の代表者が反対しないこと。

(b) 既に届出をしている土砂等の埋立て等の変更に該当するなど、埋立て等区域等において説明会を開催した方が、より具体的に事業計画（進捗状況、生活環境の保全上の措置等）を説明できる場合であること。

(c) 全参加者が説明及び質疑応答を十分に確認できる状態であること（拡声器の使用など）。また、それらを明瞭に録音できること。

(d) 過去に埋立て等区域やその周辺区域において、計画している土砂等の埋立て等に関連する開発計画に関して、説明会や視察の開催実績があること。

(e) 擁壁や囲い等による閉鎖感がなく、参加住民に対して心理的な圧迫感を与える蓋然性が低いこと。

(f) 雨天等の悪天候時のため、室内の説明会開催場所を確保できること。

（イ）説明会の周知

□事前協議で確認した周知方法及び周知期間等により、説明会について通知を受けた範囲の周辺地域の住民に周知をしてください。

□説明会の周知については、説明会開催案内を説明会の対象となる自治会等の掲示板で掲示する方法や自治会等の回覧板等で回覧する方法、説明会開催案内の各戸配布や折込チラシとしての配布などの方法が考えられますが、いずれの場合でも次に掲げる事項は当該開催案内に記載しておくようにしてください。

(a) 説明会は、条例第11条の2第1項に基づく説明会であること

(b) 説明会の日時、場所（住所、施設名称、部屋番号など）

(c) 埋立て等計画の概要

- ・埋立て等区域の位置及び規模
- ・事業計画者
- ・埋立て等に使用する土砂等の量
- ・埋立て等の期間
- ・管理事務所の所在地及び管理責任者の氏名

(d) 説明会開催案内に関する問い合わせ先（担当者名、電話番号、対応時間など）

□周知期間は、説明会まで2週間以上をとるようにしてください。

ただし、自治会の規模その他の実情により、周知期間を短縮しても住民への周知等について支障がないと認められる場合には、周知期間を短縮することも可能です。あらかじめ、ご相談ください。

(ii)住民説明会の開催（条例第 11 条の 2 関係）

（ア）説明すべき内容

- ☐図表 3-3 に掲げる事項について説明してください。
- ☐説明会は届出を行う日の 30 日前までに開催して下さい。
- ☐図や写真を用いるなど参加者に分かり易い説明を心がけてください。
- ☐届出内容が全体計画の一部である場合は、全体計画についても説明してください。

（イ）説明会において定めておくこと

- ☐埋立て等に着手後、説明会において説明した搬入計画等について、改めて周知する必要がある変更（説明会での未決定事項や軽微変更届が必要なものを含む）が生じた場合の扱い等に関し、説明会において定めておいてください。（ただし、変更届が必要なものについては改めて住民説明会を開催する必要があります。）

図表 3-3 説明会で説明すべき事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
土砂等の埋立て等の目的 ・ 目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「農地の造成」等を記載。 ・ 一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを説明すること。 ・ 跡地利用方法（住宅地、農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、それも説明すること。
埋立て等区域の位置及び規模 ・ 埋立て等区域の地番を全て示す、又は代表地番及びほか〇〇筆と記載した一覧を示すこと。（「測量図および求積図」から算定した面積を示すこと。）
土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 ・ 管理事務所を埋立て等区域外の場所に設置する場合は、その位置を位置図又は周辺見取図にて示すこと。なお、管理事務所は埋立て等区域から概ね30分以内に位置すること。 ・ 管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を説明すること。
土砂等の埋立て等に伴う施設の設置に関する計画 ・ 土砂等の搬入路、管理事務所等の施設を明示する図面で示すこと。
埋立て等に使用される土砂等の量（「ほぐした量」を説明すること。）（※1） ・ 土砂等の搬入予定量を説明すること。（m³ 単位で小数点以下は切り捨て） ・ 一時堆積の場合は、搬出予定量も説明すること
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の埋立て等の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（※2） ・ 完了時の計画平面図や計画縦横断面図で示すこと。 ・ 完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の計画平面図や計画縦横断面図を示すこと。
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画 ・ 規則様式第 8 号の 2 付表 1 に必要事項を記載して説明すること。 ・ 規則様式第 11 号に必要事項を記載して説明すること。 ・ 搬入経路図を説明すること。

埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置 ・排水の水質調査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、採取位置等を図面で示すこと。
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ・周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置（粉じん飛散防止、騒音及び振動防止措置等）についても説明すること。 ・これらの措置について明示した図面で示すこと。
年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量（※3）
埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（※3）

（※1）一時堆積（ストックヤードなど）の場合は説明不要です。

（※2）一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状。

（※3）一時堆積でない場合は説明不要です。

（iii）住民説明会の開催後

（ア）意見書の集約等

- ☐ 説明会終了後、直ちに議事録を作成してください。
- ☐ 説明会で出された出席者からの要望及び意見並びに届出までに提出された周辺地域の住民等からの意見を集約してください。
- ☐ 集約した意見とその対応状況の一覧を取りまとめ、必要に応じて届出内容へ反映して下さい。
- ☐ 説明会の開催状況及び意見への対応状況は「説明会の開催結果等報告書（規則様式第7号）」（図表3-4-1）に取りまとめ、意見書や議事録等と合わせて届出書への添付（図表3-4-2）が必要です。
- ☐ 議事録等から、図表3-3に掲げる事項について、分かりやすく説明できていないと判断できる場合には、再度の説明会実施を求める場合があります。
- ☐ 説明会の結果を受け、事業計画者が行おうとする埋立て等の内容を変更する場合には、市と協議してください。
- ☐ また、市から事業計画者に対して、埋立て等の内容の変更について協議等をする場合があります。

図表 3-4-1 説明会の開催結果等報告書（規則様式第7号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
埋立て等区域の位置
説明会の開催日時
説明会の開催場所
説明会開催についての周知の範囲とその方法
説明者の氏名（法人にあっては、氏名及び役職名）
住民の出席者数
説明会の概要
意見書の概要

意見への対応状況
特記事項

図表 3-4-2 説明会の開催結果等報告書（規則様式第 7 号）の添付書類

説明に使用した資料
説明会の内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録
住民の意見書

(2) 土地所有者への説明・同意（条例第 10 条の 2 関係）

■ ポイント

○この条例による届出（変更届含む）又は届出に関する地位の承継を受けようとする者は、当該埋立て等区域の土地所有者に対して、行おうとする埋立て等や承継内容、土地所有者の義務等について、説明し同意を得なければなりません。（条例第 10 条の 2 関係）

- ・土砂等の埋立て等の届出（条例第 8 条の 2）をしようとする場合 ⇒ ①へ
- ・土砂等の埋立て等の変更届出（条例第 15 条の 2 第 1 項）をしようとする場合 ⇒ 4.(1)へ
- ・土砂等の埋立て等届に関する地位承継届出（条例第 25 条の 2 第 1 項）を
しようとする場合 ⇒ 4.(4)へ

○なお、土地所有者への説明事項（届出内容）が確定してから最終的な同意を得る必要がありますが、市への事前相談の段階でも埋立て等の計画概要と土地所有者の責務について十分に説明しておくようにしてください。

①土砂等の埋立て等の届出（条例第 12 条の 2）の場合

- 事業計画者は図表 3-3 に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
- 図や写真（図表 3-2-2 に掲げる書類等）を用いるなど分かり易い説明を心がけてください。
- 土地所有者の同意については、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書」（規則様式第 4 号の 2）を使用する必要があります。
- その際、当該様式の裏面に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。
- 条例第 10 条の 2 の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.(1)③参照）内の土地所有者です。しかし、届出後遅滞なく埋立て等が行われるよう、進入路や調整池、その他届出に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、理解を得るようにしてください。

(3) 土砂等の埋立て等の届出

■ポイント

- ここでは、届出に必要な書類について説明します。(条例第 12 条の 2 関係)
- 円滑な審査を行うため、(1)事前協議の内容(住民説明会及び周辺住民からの意見)を反映し、分かりやすい書面を作成してください。
- 届出書類等に不備等ない場合は、届出を受理します。
- なお、届出をせずに届出を要する埋立て等を行った場合や、虚偽の申請により許可を得た場合など、罰則(2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金)や撤去命令等の対象となります。

①届出書の作成・提出(条例第 12 条の 2 関係)

(i)届出書の作成

- ☐ 図表 3-5-1 に掲げる事項について記載した「土砂等の埋立て等届出書」(規則様式第 8 号の 2)を作成してください。
- ☐ 本届出書においては、具体的かつ分かりやすく、簡潔に記載するよう心掛けてください。
- ☐ 届出書の提出の際には、図表 3-5-2 に掲げる書類の添付が必要となります。
- ☐ (事前協議の段階で)他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議をしてください。

(ii)届出書の提出

- ☐ 説明会開催後 30 日を経過するまでは、届出書を提出することはできません。
- ☐ 届出書の作成が終了した場合、図表 3-5-1 及び 3-5-2 で、記載事項及び添付書類等について不足がないことを確認して下さい。
- ☐ 提出に当たっては、次のとおり、正本 1 部、副本 2 部を提出して下さい。
 - ・フラットファイル、ファイルケース等で製本してください。
 - ・添付書類一覧(書類内容と目次番号をつけたもの)を作成して、添付書類の最初に挿入してください。
 - ・添付書類には、その種類毎に色紙又は白紙を挟み込み、目次番号を記載したインデックスをつけてください。
 - ・A3 版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じてください。
 - ・1 つの図面に 2 以上の内容を記載する場合、その内容を示す表題を全て記載してください。
 - ・添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。
- ☐ 後日、提出された届出書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。
- ☐ なお、届出書の内容について、市町と情報共有します。また、関係機関等と情報共有することがあります。県が埋立て等を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。
- ☐ 届出書類一式(写し)は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、以下の情報を除いて利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに(条例第 23 条第 1 項)、事業完了又

は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

□届出書類一式（写し）は、以下の情報を除いて閲覧（条例第 23 条第 3 項）します。

【閲覧対象外の情報】

個人情報や法人等の競争業の地位や正当な利益の保護に配慮すべき情報に該当する図表 3-6 の情報は閲覧の対象外になります。

図表 3-5-1 土砂等の埋立て等届出書（規則様式第 8 号の 2）の記載事項（その 1）

記 載 事 項
○氏名及び住所〔条例第 12 条の 2 第 1 項第 1 号〕 ・届出者が法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ・事務所の所在地は、原則として登記事項証明書の本店所在地であるが、複数の本店が登記されていたり、事業活動の本拠地以外の本店が登記されている場合は、事業活動の本拠地の所在地を記載
○届出者が未成年者（※1）である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）〔規則第 12 条の 2 第 2 項〕 ・届出書（規則様式第 8 号の 2）付表 2 と齟齬ないよう確認すること。 ・該当者がいない場合は、その旨記載すること。 ※1「未成年者」の定義〔条例第 14 条第 1 項第 1 号ト〕：営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
○土砂等の埋立て等の目的〔条例第 12 条の 2 第 1 項第 2 号〕 ・目的について「残土処分」、「事業用地の造成」、「耕地の造成」等を記載 ・一時堆積（ストックヤード等）を目的としている場合は、それを記載 ・跡地利用方法（住宅地、改良農地、ソーラーパネル）が固まっている場合は、参考として（ ）内に記載 ・記入例：「事業用地の造成（ソーラーパネル設置）」「残土処分」、「ストックヤードのための一時堆積」
○埋立て等区域の位置〔条例第 12 条の 2 第 1 項第 3 号〕 ・埋立て等区域の地番を全て記載。又は、代表地番及びほか○○筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載 ・埋立て等区域の位置のみ記載。区域内に埋立て等行わない区域があるならば、その旨を記載（別紙での記載でも可）。 ・地番が区域内に入っているかどうか確認すること。 ・公図、連続図で筆数を確認すること。（公図、連続図は施設設置区域も含まれていることに注意）
○埋立て等区域の規模〔条例第 12 条の 2 第 1 項第 3 号〕 ・求積図等から算定した面積（㎡単位で小数点以下は切り捨て）、最大高さを記載（m単位で小数点第 2 位以下は切り捨て）。 ・完了時の計画平面図や計画断面図を添付。 ・最大堆積時の平面図や断面図を添付（一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積形状）。

図表 3-5-1 土砂等の埋立て等届出書（規則様式第 8 号の 2）の記載事項（その 2）

記 載 事 項
○管理事務所の所在地〔条例第 12 条の 2 第 1 項第 4 号〕 ・管理事務所の所在地番と連絡が取れる電話番号を記載 ・管理事務所の位置を周辺状況図等に明示 ・管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね 30 分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね 15km 以内） ・周辺状況図、計画平面図、施設設置計画図等に明示すること。 （周辺地域の住民がその所在地を確認できるよう、目印となる公共施設、商業施設、交差点等を併せて明示）
○管理責任者の氏名及び職名〔条例第 12 条の 2 第 1 項第 4 号〕 ・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載 ・施工計画書に、与えられている権限、勤務形態等を記載 ・管理責任など必要な権限を与えられている者であり、埋立て等実施中は原則常駐していることが必要 ・届出者の社員等でない場合は、委託関係等が確認できる書類も提出すること。

○土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画 [条例第 12 条の 2 第 1 項第 5 号] ・土砂等の埋立て等に供する施設（排水施設、調整池、沈砂池、擁壁、進入路、展開場、管理事務所など）について、その位置、構造等を記載すること。 ・周辺状況図、計画平面図等に記載した場合は、どの図面にどの施設の記載があるかを明示すること。 ・可能なものは、施設の位置等のみを記載した施設設置計画図等を別途作成すること。
○埋立て等に使用する土砂等の量 [条例第 12 条の 2 第 1 項第 6 号] ・土砂等の搬入予定量を記載（m^3単位で小数点以下切り捨て） ・土量換算係数を考慮して、「ほぐした土量」、「地山の土量（埋立て等の体積）」の両方を記載（ストックヤード除く）し、ほぐした土量を（ ）書きとする。 ・一時堆積（ストックヤードなど）である場合、年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量。 ・土量換算係数の根拠となる資料を添付すること。
○土砂等の埋立て等の期間 [条例第 12 条の 2 第 1 項第 7 号] ・届出をした日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「届出日から」としても可。
○埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画 [条例第 12 条の 2 第 1 項第 8 号] ・搬入経路図を添付すること。 ・当該届出の計画に加えて全体計画がある場合はその規模や計画内容を記載すること。 [付表 1 には、以下の事項を記載] ・発生元事業者名、発生場所を現段階の予定で記載すること。 ・1 日当たり最大の搬入予定量については、「ほぐした土量」と、搬入するダンプの台数を併せて記載すること。 ・使用される土砂等の量は「ほぐした土量」、「地山の土量（埋立て等の体積）」の両方を記載（ストックヤード除く）し、ほぐした土量を（ ）書きとする。 ・搬入期間は上記発生場所からの搬入を予定している期間を記載 ・搬入曜日及び時間については、搬入を計画している曜日と時間帯を記載 ・搬入土砂等の種類については、土砂、改良土、再生土を記載 ・搬入土砂等の区分については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」）を記載 ・搬入経路図は、発生現場から埋立て等区域までの搬入経路図が望ましいが、少なくとも説明会を実施する周辺地域が記載された図面を使用した搬入経路図を添付すること。なお、発生元ごとの搬入経路が異なり、発生元ごとの搬入経路が把握できない場合は、搬入経路に記号・番号等を付し、付表 1 の発生場所の欄の右に、対応する記号・番号等を記載すること。

図表 3-5-1 土砂等の埋立て等届出書（規則様式第 8 号の 2）の記載事項（その 3）

記 載 事 項
○埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置 [条例第 12 条の 2 第 1 項第 9 号] ・水質調査施設図、排水計画図、排水施設構造図・計算書等を添付していることを記載してください。 ・排水の水質調査を行うための施設（排水を採取する施設）の名称を記載し、採水位置等を明示した 1/1,000 以上の平面図、構造図を「別添 図面○○」として記載してください。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。
○土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 [条例第 12 条の 2 第 1 項第 10 号] ・粉じん飛散防止措置、土砂等及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を記載（生活環境保全計画） ・これらの措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付

- 【注意】 ○添付書類を参照する場合は、参照すべき添付書類番号と、その書類のどの部分を参照すべきかを記載すること。（例「添付書類○—○の・・・部を参照」）
- 全体計画の一部計画の届出の場合は、全体計画についても記載すること。

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等届出書の添付書類（その１）

添 付 書 類
１．届出者関係証明書類
(１) 届出書（規則様式第 8 号の 2）付表 2 ・届出者が未成年者である場合に、法定代理人を記載。 ・該当ない場合は、斜線を記載して下さい。
(２) 法定代理人住民票等（届出者が未成年の場合のみ） ○届出者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書）〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 1 号〕 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの
(３) 誓約書 ○届出者が条例第 14 条第 1 項第 1 号アからクまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（手引き様式第 2 号）〔規則第 11 条の 2 第 3 項第 2 号〕 ・様式の第 1 面と第 2 面を両面印刷とすること。
２．土地の登記事項証明書等
(１) 土地登記事項証明書 ○埋立て等区域及び施設設置区域（＊）の土地登記事項証明書〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 7 号〕 ・埋立て等区域については届出書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については届出書の「土砂等の埋立て等」に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 ＊土砂等の埋立て等に供する施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）が設置される区域。以下同じ。
(２) 公図の写し ○埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 11 号〕 ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・埋立て等区域については届出書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については届出書の「土砂等の埋立て等」に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。 ※公図が存在しない場合は、地積図の写し等
(３) 連続図（公図の写しが複数枚に及ぶ場合のみ） ○公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図（合成図） ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・作成年月日、作成者名を記載 ・埋立て等区域については届出書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については届出書の「土砂等の埋立て等」に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認すること。

図表 3-5-2 土砂等埋立て等届出書の添付書類（その2）

添 付 書 類
3. 土地所有者同意書（法定外公共物等同意書含む）
（1）土地所有者同意書（埋立て等区域内） ○土砂等の埋立て等区域の土地の所有者の同意を得たことを証する書面（規則様式第 4 号の 2）〔条例第 12 条の 2 第 3 項〕 ・埋立て等区域の土地が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。 ・埋立て等区域については申請書の「埋立て等区域の位置」と齟齬がないよう確認 （2）埋立て等区域外の施設設置区域の使用権を有する書類 ○土砂等の埋立て等区域以外の土地（施設設置区域）の使用承諾書又は土地利用に係る契約書等〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 13 号〕 ・地番が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること。 ・施設設置区域については申請書の「土砂等の埋立て等」に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないよう確認
4. 広域位置図
（1）広域位置図 ○埋立て等区域及び施設設置区域の位置図〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 3 号〕 ・道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの（色分すること。） ・縮尺は 1/25,000～1/10,000 程度。方位及び縮尺を記載
5. 周辺状況図
（1）周辺状況図 ○埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面〔条例第 12 条の 2 第 3 項〕 ・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図） ・方位及び縮尺を記載 ・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載 ・管理事務所を土砂等の埋立て等区域以外の場所に設置する場合は、その位置を明示すること。なお、この場合、管理事務所は埋立て等区域に概ね 30 分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね 15km 以内） ・広域位置図、現況図面等で代用できる場合は、添付省略可能
6. 現況図面等
（1）現況平面図 ○埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 4 号〕 ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とする。 ・関係法令（規則第 15 条に掲げる法令等）の区域線を記載 ・届出時に境界未確定の場合は想定線を記載（確定時に追完） ・航空測量に基づく図面を利用した現況平面図面を利用する場合は、水路取付け高や、盛土量算定や埋立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を得るよう補足測量を行い、反映させること。（基準となる点を図示） （2）現況断面図 ○埋立て等区域及び施設設置区域の現況断面図〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 4 号〕 ・縮尺を記載すること。1/250～1/500 程度を標準とする。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m 以下）とすること。 ※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は 50m まで可能

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等届出書の添付書類（その 3）

添 付 書 類
7. 計画図面等
(1) 計画平面図 ○埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 6 号〕 ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上の地形図を標準とし、施行前の現況及び完了時の状況がわかる縮尺とすること。また、計画を記載すること。 ・可能ならば、施設（進入路、調整池、沈砂池、擁壁、展開場、管理事務所など）を記載 ・関係法令（規則第 15 条に掲げる法令等）の区域線を記載 ・届出時に境界未確定の場合は想定線を記載（確定時に追完）
(2) 計画断面図 ○埋立て等区域及び施設設置区域の計画断面図〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 6 号〕 ・縮尺を記載すること。1/250～1/500 程度を標準とし、施行前の現況及び完了時の状況がわかる縮尺とすること。また、計画を記載すること。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認できるピッチ（原則、20m 以下）とすること。 ※断面図作成間隔は、土量計算上、支障がない場合は 50m まで可能
(3) 排水計画図 ○埋立て等区域及び施設設置区域の排水計画図〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 6 号〕 ・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の計画図を作成すること。 ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。1/1,000 以上を標準とする。 ・関係法令の区域線を記載すること。 ・地下排水計画図も添付すること。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。
8. 求積図・土量計算書等
(1) 求積図 ○埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図（丈量図）〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 5 号〕 ・面積は整数止め（小数点以下を切り捨て）で表示すること。 ・測量図は現況平面図に代えることができる。
(2) 土量計算書 ○土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 9 号〕 ・横断面図、縦断面図を元に作成した、土砂等の搬入予定量を積算した計算書 ・平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出した「地山の土量（埋立て等の体積）」から、土量換算係数（土量変化率）を用いて「ほぐした土量」を算出 ・「ほぐした土量」、「地山の土量（埋立て等の体積）」の両方の計算根拠、土量換算係数の引用元も記載すること。 （一般に公開しているものとして、三重県 積算基準他） ・ストックヤードの場合は、「ほぐした土量」のみで可能な場合あり。 ・当該届出の計画に加えて全体計画がある場合はその規模や計画内容を記載すること。
9. 埋立て区域内の土壌の汚染状況の調査
(1) 試料採取調査等 ○調査試料採取調査（様式第 10 号）及び土壌の汚染状況の調査の結果を証する書面〔規則第 12 条の 2 第 3 項第 8 号〕 ・採取した位置図、現場写真を添付すること ・採取した試料ごとの計量証明書（環境計量士が発行したものに限る） ※土壌の採取方法、分析項目については、図表 3-7 を参照

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等届出書の添付書類（その4）

添 付 書 類
10. 搬入計画等
(1) 搬入計画 ○届出書（規則様式第 8 号の 2）付表 1
(2) 搬入経路図 ○広域位置図、周辺状況図、施設設置計画図等において搬入ルート及びそのルート番号が明示されている場合は、 （1）に当該ルート番号を記載することで代えることができる。
(3) 搬入に係る管理計画[規則第 12 条の 2 第 3 項第 12 号] ○土砂等の搬入に係る管理計画書（規則様式第 11 号） 埋立地の地形、地質又は状況によって受入条件を設定し、その管理方法について記載 ・受入条件には、必要に応じた受入基準（汚染の程度、土砂等の区分、pH、粒土、水分など）を記載 ・搬入前、搬入時の確認方法は、受入条件に適合する確認方法を記載 （例）発生場所ごとにコーン指数を調査し土質区分を確認、発生場所ごとに土地の利用状況を調査し、〇〇m ³ ごとに土壌分析を実施、pH を測定し受入れ基準への適合を確認 搬入時に目視により確認し、発生元証明書に記載のあるものと性状が異ならないか確認 など ・受入方法・手順については、土砂等を受け入れてから埋立てまでの手順等をフロー図等で記載すること

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等届出書の添付書類（その 5）

添 付 書 類
11. 生活環境保全措置関係書類
(1) 水質調査施設図 ○埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図 [規則第 12 条の 2 第 3 項第 10 号] ・排水施設構造図・計算書等に記載している場合は、それらの書類で代えることができる。 ・排水の水質調査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、排水の採取位置等を明示し、1/1,000 以上の地形図で明らかにすること。方位及び縮尺を記載すること。 ・1/500 程度の平面図及び 1/50 程度の断面図に排水溝、集水桝等の構造図を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。 ・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の施設図を作成すること。
(2) 生活環境保全計画 ○生活環境保全に関する計画を明らかにした書面 [規則第 12 条の 2 第 3 項第 11 号] 1 粉じん飛散防止対策 ・散水や表層の締固め、防じんカバー等の設置などについて、位置、頻度等を記載。 ・粉じん測定結果等がある場合は添付。 2 土砂等及び雨水等の流出防止対策 ・擁壁、法面緑化、排水処理施設、沈砂池等について、位置、大きさ等を記載（他の書面に記載している場合は、その旨を記載。） 3 騒音及び振動対策 ・低騒音・振動型建設機械の使用の場合はその旨を記載。 ・時間制限や出力制限、工法制限等を行っている場合は、それらについて記載。 ・騒音規制法、振動規制法に基づく届出を行っている場合は、当該届出の写し ・騒音・振動測定結果等がある場合は添付。 4 改良土・再生土対策 ・改良土、再生土で埋立て等を行う場合には、使用する改良土、再生土の pH 値を記載 ・埋立て等区域の pH 値と乖離がある場合には、周辺地域の生活環境を保全するための計画を記載 5 その他 6 上記対策措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付（計画図等に記載している場合は、それらで代えることができる。方位及び縮尺を記載すること。）

図表 3-5-2 土砂等の埋立て等届出書の添付書類（その 6）

添 付 書 類	
12. 住民説明会関係書類	
(1) 説明会の開催結果等報告書	○住民への周知（説明会）の内容、住民説明会において参加者から要望あった事項、住民の意見書の概要及びその意見への対応の一覧を記載した書面（規則様式第 7 号）[条例第 12 条の 2 第 3 項]
(2) 説明会配布資料	○説明会で配布した説明資料 [規則様式第 7 号脚注 2 参照]
(3) 議事録	○説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録 [規則様式第 7 号脚注 2 参照] [規則第 12 条の 2 第 3 項第 13 号]
13. その他	
(1) 参考書類	○前各号に掲げるもののほか、参考となる書類 [規則第 12 条の 2 第 3 項第 13 号] ・届出に係る土砂等の埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合、当該処分に係る許可書又は申請書鑑（受付印あるものに限る）の写し ・埋立て等区域及び施設等設置区域の状況がわかる写真、当該写真の撮影方向を示した平面図 ・その他参考となる書類（埋立て等区域及び施設設置区域の流域図（1/5,000 の地形図等）、土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面（施工計画図）など）

【注意】○住民票の写し、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、公的機関の発行する証明書類は、原則申請日以前 3 ヶ月以内に発行された最新の情報のものを添付してください。

なお、これらの書類は、原本を提示していただくことで、複写による提出を可とします。（原本はその場で返却します。）

○住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの

○登記情報提供サービスから取得した「登記情報」はご使用できません。

図表 3-6 閲覧対象外の情報

閲覧対象外の個人情報等
☐ 届出者、役員、使用人、法定代理人の住民票の写し

図表 3-7 埋立て等区域内の土壌の汚染の状況調査方法

	内容						
試料の区分	○埋立て等区域を以下の面積に応じて、等分して区域に分ける。 <table border="1"> <tr> <td>埋立て等区域の面積</td><td>等分して調査を行う区域の数</td></tr> <tr> <td>1, 000 m²以上 2, 000 m²未満</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2, 000 m²以上 3, 000 m²未満</td><td>2</td></tr> </table>	埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数	1, 000 m ² 以上 2, 000 m ² 未満	1	2, 000 m ² 以上 3, 000 m ² 未満	2
埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数						
1, 000 m ² 以上 2, 000 m ² 未満	1						
2, 000 m ² 以上 3, 000 m ² 未満	2						
採取方法	(1) 5 地点混合 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の 4 地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。 (2) 試料 (1) により採取した土砂等は、等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。（ただし、市長が承認した場合にあっては、等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1 試料とすることができる。）						
分析項目及び方法	(1) 分析項目 土砂基準が定められている項目（溶出量基準及び含有量基準ごと） (2) 分析方法 土壌汚染対策法施行規則第 6 条第 3 項第 4 号及び同条第 4 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法（以下の方法） ○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号） ○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（H15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）						
調査機関	環境計量証明事業所						
その他	上記の項目と同等以上に土壌の汚染状況が確認できる方法である場合、その方法にかえることができる。（例えば、土壌汚染対策法に基づく方法がこれに該当し、同法に規定される土壌ガス調査などが該当する。）						

(4) 届出にあたっての留意事項

■ ポイント

- ここでは、届出をするための留意事項について説明します。
- 届出にあたり、これらの基準に適合しないことがないように、事前相談の段階で十分な調整・検討を行ってください。

届出に際しては、(i)～(ii)の留意事項に配慮しておく必要があります。

(i) 水質調査のための措置（第12条第1項第9号）

- 当該届出に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が図られている必要があります。
- 例えば、埋立て等区域からの排水のみを集めることのできる排水枡等を設置することなどが考えられます。
- 調整池等を活用する場合は、埋立て等区域外からの排水が混入しないようにする必要があります。

(ii) 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置（同項第10号）

- 当該届出に係る埋立て等区域の周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が図られている必要があります。
- 周囲に民家や人通りがある場合などでは、散水や表層の締固め、防塵カバー等の設置の粉じん飛散防止対策や低騒音・振動型建設機械の使用、時間制限、出力制限、工法制限等の騒音・振動対策が必要です。
- 高アルカリの改良土・再生土を用いる場合などでは、周囲の地域の公共物、工作物、樹木、農作物及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害することとも考えられることから、そのための必要な措置を講ずることが必要となります。
- 水源地の近くで事業を実施する場合には、水源に影響がでないような措置が必要になります。

4. 土砂等の埋立て等の届出をした後、土砂等の埋立て等を行う場合

■ポイント

- 条例の届出をした後、条例等の規定により様々な義務があります。ここでは、それらの義務について説明しています。
- 本章で説明する義務、他法令等を遵守するとともに、埋立て等に当たっては、届出をした内容及び計画等に沿って行うことが必要です。
- なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等の停止などの命令の対象となるだけでなく、場合によっては罰則の対象になります。

(1) 届出をした埋立て等の内容について変更する場合（届出）（条例第15条の2関係）

■ポイント

- 届出をした埋立て等の内容について変更する場合は、変更する内容によって、変更届又は軽微変更届が必要となります。
- 変更届が必要かどうかは、①(i)に記載の変更に該当するかどうかを確認して下さい。
- 変更届が必要な場合は、3.(1)で説明した事前協議（住民説明会等）が必要となるので、できるだけ早期にご相談下さい。また、土地所有者の同意も必要となります。

①変更届出か、軽微変更届出か

(i)変更届出が必要な場合（条例第15条の2第1項関係）

届出をした埋立て等の内容について、一時堆積（ストックヤードなど）以外の埋立て等の場合は図表4-1-1に該当する変更をする場合に、一時堆積である埋立て等の場合は図表4-1-2に該当する変更をする場合に、変更届出が必要となります。

図表4-1-1 変更届出が必要な変更事項（一時堆積以外）

次のいずれかに該当する場合

土砂等の埋立て等の目的の変更
埋立て等区域の位置及び規模の変更
土砂等の埋立て等へ供する施設の設置に関する計画の変更
埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減らす場合は、(ii)軽微変更届出）
土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮する場合は、(ii)軽微変更届出）
搬入土砂等の種類の変更
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置の変更
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更

図表 4-1-2 変更届出が必要な変更事項（一時堆積）

次のいずれかに該当する場合

土砂等の埋立て等の目的の変更
埋立て等区域の位置及び規模の変更
土砂等の埋立て等に伴う施設の設置に関する計画の変更
搬入土砂等の種類の変更
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置の変更
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置の変更
年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量の変更（当該土砂等の量を減らす場合は、（ii）軽微変更届出）
土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮する場合は、（ii）軽微変更届出）

（ii）軽微変更届出が必要な場合

届出をした埋立て等の内容について、図表 4-2 に該当する変更（軽微な変更）をする場合には、遅滞なく軽微変更届の提出が必要となります。（規則第 16 条の 2 第 1 項関係）

図表 4-2 軽微変更届出が必要な変更

届出をした者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（注意：承継する場合は承継届が必要です。）
届出をした者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
埋立て等区域の規模の変更
管理事務所の所在地の変更
管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
土砂等の埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画の変更（ただし、搬入土砂等の種類の変更は除く。）

②変更届

■ポイント

- ここでは、変更届（条例第 15 条の 2 第 1 項）に必要な書類、変更届をするための留意事項について説明します。
- 円滑に手続きを行うため、(i)事前変更協議の内容を反映し、分かりやすい書面の作成に心がけて下さい。
- また、変更届をするにあたり、事前相談及び事前協議の段階で十分な調整・検討を行って下さい。
- なお、届出をせずに届出を要する変更を行った場合や、虚偽の届出をした場合など、罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）や撤去命令等の対象となります。

(i)変更事前協議

- 条例第 15 条の 2 第 1 項の変更届出についても、これに先立って、変更事前協議（住民説明会等含む）が必要です。そのため、できるだけ早期にご相談ください。
- 変更事前協議の進め方・方法等については、条例第 12 条の 2 の届出に先立って行ったものと基本的には同様です。3.(1)を参照して下さい。

(ii)土地所有者への説明・同意（条例第 10 条の 2 関係）

- 変更届出を行おうとする場合、事業計画者は図表 4-3 に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
 - 変更届出に直接関わる土地所有者の同意については、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（変更届）」（規則様式第 5 号の 2）を使用しなければなりません。
 - その際、当該様式の裏面に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。
 - 変更届出に関わる土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.(1)③参照）内であり、直接変更に係らない土地所有者についても、同意を得てください。
- なお、埋立て等区域外の施設設置区域の土地所有者についても同様に理解を得てください。

図表 4-3 土砂等の埋立て等の変更届出における土地所有者への説明事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
変更の内容及びその理由

(iii)変更届出書の作成・提出（条例第 15 条の 2 第 2 項～3 項関係）

(ア) 変更届出書の作成

- 本届出書においては、具体的かつ分かりやすく、簡潔に記載するよう心掛けて下さい。
- 変更届出書の提出の際には、図表 4-4-2 に掲げる書類の添付が必要となります。
- 変更事前協議の段階で他法令の許可等についての説明や必要な資料の提出を求める場合があります。関係機関と十分に協議をして下さい。

(イ) 変更届出書の提出

- 変更届出書の作成が終了した場合、図表 4-4-1 及び 4-4-2 で、記載事項及び添付書類等

について不足がないことを確認して下さい。

□提出に当たっては、次のとおり、フラットファイル、ファイルケース等で製本し、正本 1 部、副本 1 部を巻末のお問い合わせ先に提出して下さい。

- ・ A3 版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。
- ・ 1 つの図面に 2 以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。
- ・ 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。

□後日、提出された変更届出書の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等を指示する場合があります。

□なお、変更届出書の内容について、関係機関や市町等と情報交換することがあります。県が変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。

□届出書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-4-1 土砂等の埋立て等変更届出書（規則様式第 14 号の 2）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置 ・ 埋立て等区域の地番を全て記載する、又は、代表地番及びほか〇〇筆と記載し、別紙で地番の一覧を記載すること。
変更内容（変更前、変更後）
変更理由
次に該当する場合は、付表に必要事項を記載して添付して下さい。 ・ 届出者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所）

図表 4-4-2 土砂等の埋立て等変更届出書の添付書類（その 1）

土地の所有者の同意を得たことを証する書面（規則様式第 5 号の 2）
変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面 ・ 埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000 の地形図） ・ 方位及び縮尺を記載すること。 ・ 管理事務所を埋立て等区域の隣接地等に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね 30 分以内に到着できる場所であること（自動車での移動を前提とした場合でも概ね 15km 以内）
住民への周知（説明会）の内容及びその結果を記載した書面（規則様式第 7 号） ・ 住民への周知（説明会）の内容、住民説明会において参加者から要望あった事項、住民の意見書の概要及びその意見への対応の一覧を記載した書面、説明会で配布した説明資料、説明会の議事録
次の書類のうち、変更に係るもの
届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
届出者が条例第 14 条第 1 項第 1 号アからクまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（規則様式第 9 号）

埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「施設設置区域」という。）の位置図
埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図
埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図
埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査の結果を証する書面（環境計量士が発行したものに限る）、位置図、現場写真、試料採取調書（規則様式第 10 号）
埋立て等に使用される土砂等の量の計算書
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面
土砂等の搬入に係る管理計画書（規則様式第 11 号）

【注意】○住民票の写し、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）等、公的機関の発行する証明書類は、原則申請日以前 3 ヶ月以内に発行された最新の情報のものを添付してください。

なお、これらの書類は、原本を提示していただくことで、複写による提出を可とします。（原本はその場で返却します。）

○住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの

○登記情報提供サービスから取得した「登記情報」はご使用できません。

③軽微変更の届出（条例第 15 条の 2 第 4 項関係）

■ポイント

- 届出をした埋立て等の内容について、図表 4-2 に掲げる軽微な変更をする場合は、変更後に遅滞なく届出することが必要となります。
- ただし、搬入計画等について変更する場合は、住民説明会において定めた「搬入計画等について変更した場合の扱い」（3.(1)③(ii)(イ)参照）に従って対応してください。
- なお、届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

(i)軽微変更届の作成・提出（条例第 15 条の 2 第 4 項関係）

- 図表 4-2 に該当する軽微な変更をした場合は、図表 4-5 に掲げる事項について記載した「土砂等の埋立て等軽微変更届」（規則様式第 15 号）に必要な事項を記入し、遅滞なく届出しなければなりません。（正本 1 部、副本 1 部）
- 後日、提出された軽微変更届の内容について、必要に応じて、別書類の提出や補正、聞き取り等をお願いする場合があります。
- なお、軽微変更届の内容について、関係機関や市町等と情報交換することがあります。また、市が軽微変更を行おうとする区域等の調査を行う場合があります。
- 届出書類（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条第 2 項）。

図表 4-5 土砂等の埋立て等軽微変更届（規則様式第 15 号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置
変更年月日
変更内容（変更前、変更後）

(2) 届出をした後、土砂等の埋立て等を行う場合の義務等

■ポイント

○条例の届出をした後も、次のような様々な義務があります。

- ①土地所有者への通知（届出をした日から遅滞なく）
- ②搬入（発生元、汚染のおそれがないことの確認）の市への報告（搬入する前）
- ③土砂等管理台帳の作成（毎月の月末まで）
及び使用した土砂等の量の市への報告（上半期分：10月末まで、下半期分：4月末まで、等）
- ④水質調査及びその結果の市への報告（調査：6ヶ月に1回、報告：調査後1ヶ月以内、等）
- ⑤埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査及びその結果の報告（調査：3年に1回、報告：調査後1ヶ月以内、等）
- ⑥標識の掲示
- ⑦関係書類の備え付け及び閲覧、保存

○なお、これらの義務等に違反した場合、埋立て等停止などの命令の対象となるだけでなく、罰則の対象になります。

①土地の所有者への通知（条例第16条の2関係）

■ポイント

○次の場合は、遅滞なく、条例第10条の2の同意を行った土地所有者に、必要な事項を通知する必要があります。（条例第16条の2関係）

- (i)埋立て等の届出をした場合
- (ii)変更の届出をした場合
- (iii)軽微変更の届出をした場合

(i)埋立て等の届出をした場合

□条例第8条の2による届出をした場合、図表4-6-1に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第1号の2）により、条例第10条の2の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□土砂等の埋立て等の区域以外の施設設置区域に係る土地所有者へも通知するようにして下さい。

(ii)変更届出をした場合

□条例第15条の2第1項による変更届出をした場合、図表4-6-2に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第2号の2）により、条例第10条の2第2項の同意をした土地所有者にその旨を通知する必要があります。

□また、土砂等の埋立て等の区域以外の施設設置区域に係る土地所有者へも通知するようにして下さい。

図表 4-6-1 埋立て等届出通知書（手引き様式第 1 号の 2）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
土砂等の埋立て等の目的
埋立て等区域の位置
埋立て等区域の規模
土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地
当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
埋立て等に使用される土砂等の量（※1）
土砂等の埋立て等の期間
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画（※2）
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ・ 粉じんの飛散の防止措置 ・ 土砂等及び雨水等の流出の防止措置 ・ 騒音及び振動の防止措置 ・ その他

（※1）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量を記載してください。

（※2）発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の種類及び区分を規則様式第8号の付表1を活用して記載し、添付してください。

図表 4-6-2 変更届出通知書（手引き様式第 2 号の 2）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
変更内容（変更前、変更後）
変更理由

（iii）軽微変更届を行った場合

- 規則第 17 条の 2 第 1 項に定める軽微な変更を行った場合、図表 4-6-3 に掲げる事項を記載した書面（手引き様式第 3 号の 2）により、土地所有者にその旨を通知する必要があります。
- また、埋立て等区域の土地所有者以外の施設設置区域の土地所有者にも通知するようにしてください。

図表 4-6-3 軽微変更通知書（手引き様式第 3 号の 2）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
変更内容（変更前、変更後）

② 搬入の報告（搬入土砂等の発生元、汚染のおそれがないことの確認等）（条例第 18 条関係）

■ポイント

○条例の届出をして土砂等の埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、埋立て等を行っている者は、当該土砂等の搬入をする前に、次の事項を確認し、市に報告する必要があります。

【土砂又は改良土（土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土を除く）】

- 1) 土砂等の発生元（i）
- 2) その土砂等に汚染のおそれがないこと（ii）

【再生土又は改良土（土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土）】

- 3) 土砂等の発生元及び汚染のおそれがないこと（iii）

○土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、それらの確認をすることができる書面の提出を求める必要があります。

○これらの確認ができない土砂等については、受け入れできません。

○この報告をしなかった場合や、虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i)搬入される土砂等の発生元の確認

□土砂等の埋立て等区域に土砂等を搬入する前には、当該土砂等の発生場所ごとに、建設工事の発注者又は受注者等の土砂等を発生させる方から土砂等の発生元を確認する必要があります。

□確認に当たっては、土砂等を発生させる方に図表 4-8 に掲げる事項を記載した「土砂等発生元証明書」（規則様式第 17 号）の提出を求めなければなりません。

□一時堆積（ストックヤード等）からの土砂等を搬入する場合でも、土砂等の発生場所は、建設工事等で土砂等が発生した場所（ストックヤードに搬入する前の発生場所）をいいます。

図表 4-8 土砂等発生元証明書（規則様式第 17 号）の記載事項

土砂等を発生させた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地、電話番号）
工事等の名称
工事等の施工場所
工事等の発注者
工事等の施工期間
搬出する土砂等の量
搬出する土砂等の種類（土砂、改良土、再生土を記載すること）
搬出する土砂等を使用する埋立て等区域の位置

(ii) 搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認

■ ポイント

○搬入土砂等に汚染のおそれがないことの確認については、次のとおり行う必要があります。

(ア) 土砂等の発生場所に関する土壤汚染対策法又は三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査結果（図表 4-9 に掲げるもので所管行政庁が受理したもの）がある場合

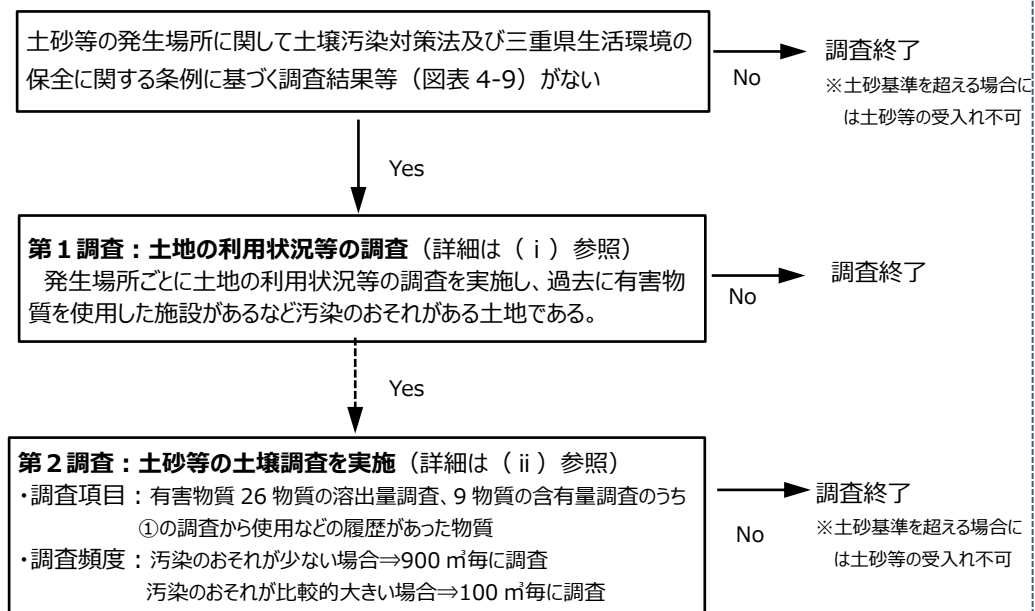
⇒土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、当該調査結果の写し等を求めてください。

(イ) (ア) に該当しない場合

⇒次の方法で汚染のおそれがないことを確認する必要があります。土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して確認を求めるなど、適正に確認するようにしてください。

土地の利用状況等の調査を実施し、汚染のおそれについて確認してください。また、汚染のおそれがある土砂等である場合には土壤調査を実施して、汚染について確認してください。

○「汚染のおそれがないことの確認」については、その方法を確定するためのフロー図をまとめましたので、ご活用ください。



○汚染が確認された場合には、土砂等の発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう、土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）から土地所有者等に連絡するよう促してください。

(ア)土砂等の発生場所に関する土壌汚染対策法又は三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査結果がある場合

- 土砂等を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、図表 4-9 に掲げる調査結果等の有無を確認してください。
- 上記調査結果がある場合は、当該調査結果の写し等を入手し、③-（iv）の市への報告を行って下さい。

図表 4-9 土壌汚染対策法・三重県生活環境の保全に関する条例に基づく調査結果

調査結果等 (法：土壌汚染対策法、生環条例：三重県生活環境の保全等に関する条例)
法第 4 条第 1 項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」（法施行規則様式第 6 号）及びその添付書類（※1）（同条第 3 項の規定による調査命令が発出されなかった場合に限る。）
法第 4 条第 3 項の規定による調査命令が発出されなかったことを確認できる書類（※2）
法第 3 条第 8 項、第 4 条第 2 項、第 4 条第 3 項の調査命令等に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」（法施行規則様式第 7 号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 72 条の 2 第 1 項に基づく土地の利用状況に係る調査結果の記録及びその調査に係る書類（※3）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
法第 3 条第 1 項に係る「土壌汚染状況調査結果報告書」（法施行規則様式第 1 号）又は第 5 条第 1 項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」（法施行規則様式第 8 号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
法第 14 条第 1 項に基づく「指定の申請書」（法施行規則様式第 20 号）及びその添付書類で法第 14 条第 3 項により土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 72 条の 2 第 2 項に基づく土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果及びその調査に係る書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 72 条の 3 第 2 項に基づく土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査結果及びその添付書類（※1）で汚染のおそれのないことを確認できるもの
法第 16 条第 1 項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」（法施行規則様式第 25 号）及びその添付書類（※1）で汚染のおそれがないことを確認できるもの
他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認ができる書類等（三重県と別途協議すること）

（※1）全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類のみ提出してください。また、「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の場合には届出日から30日を経過したものが確認できること。

（※2）変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法第4条第3項による調査命令を発出しない。」ことを記載した書面がある場合はその書面。

（※3）地歴調査結果書等（市参考様式）に示す書類を添付してください。

(イ) (ア) に該当しない場合

第1調査：土地の利用状況等の調査

土砂等の発生場所の土地(以下「調査対象地」という。)の利用状況等の履歴を図表 4-10 に掲げる情報を用いて調査し、土地の利用の状況、有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染について、可能な限り遡って調査してください。

調査の結果、調査対象地を有害物質の種類ごとに以下の土地に分類し、a(汚染が存在するおそれがないと認められる土地)に該当する場合は「汚染のおそれがないことの確認」ができたと思えますことができます。

a) 汚染が存在するおそれがないと認められる土地（土壌汚染対策法施行規則（以下「法規則」という。）第3条の2第1号に分類される土地）

住宅、山林、田畑など、有害物質が使用等されていないことが明らかな土地

b) 汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地（法規則第3条の2第2号に分類される土地）

直接に有害物質を扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地（工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等）

c) 汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（法規則第3条の2第3号に分類される土地）

a及びb以外の土地（有害物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地、過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地）

図表 4-10 土地利用履歴調査に活用できる情報

情報	概要
1.現況地図・写真	○撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。
2.過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図、過去の航空写真	○概ね5年毎に調べてください。 ○航空写真については、概ね昭和20年代以降のものが国土地理院又は国土交通省のホームページから閲覧・入手できます。
3.ヒアリング調査	○土砂等の発生場所の周辺居住者や関係者（土砂等の発生場所が事業場の場合、過去の従事者など）にヒアリングすることも有効です。
4.土地、建物の登記簿（登記事項証明書）	○土地の利用状況等の履歴や工場や事業場等の名称等が把握するため登記事項証明書により調査を実施してください。 ○当該土地を管轄する法務局で閲覧（入手）可能です。
5.行政保有情報	○有害物質を使用等の情報については、水質汚濁防止法、下水道法の有害物質使用特定施設や貯蔵施設の届出等で把握するようにしてください。 ○当該土地を管轄する都道府県や市町で入手可能です。
6.その他	○上記の資料のほか、土地の地質の情報（金属鉱床が分布しているなど）など汚染のおそれを把握するうえで必要な情報がある場合には、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり、必要と考えられる資料を適宜調べて下さい。

※土地の利用状況の調査については、手引き様式第4号を活用ください。

第2調査：土壌調査

□第1調査（土地の利用状況等の調査）で、b（汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地）、c（汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地）に分類された場合は、第1調査から使用等が認められた当該有害物質について図表 4-11 のとおり土壌調査を実施してください。

□土壌調査の結果、図表 2-2 に示した土砂基準に適合している場合は、「汚染のおそれがないことの確認」ができたと見なすことができます。

図表 4-11 土壌調査の方法

項目	内容
調査項目	○図表 2-2 に掲げる有害物質のうち、調査対象地で使用等していたことを把握した物質※1の土壌溶出量調査を実施。 ○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。
試料採取・調査頻度	○第1調査（土地の利用状況等の調査）の結果により、次の頻度で実施。 ②汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 ⇒900 m³毎に1回 ③汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 ⇒100 m³毎に1回 ○各々の土砂量に満たない場合でも1回の試料採取・検査が必要。 （例）土砂等の発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合 ・土砂等の発生量が50 m³の場合⇒1回
試料採取方法	土砂等の中心部分（当該土砂等において基準不適合土砂等が存在するおそれが多いと認められる部分にあっては、当該部分）の土砂等を採取すること。
調査方法（測定方法）	土壌汚染対策法施行規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法 ○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第18号） ○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（H15年3月6日環境省告示第19号）
調査機関（測定機関）	○環境計量証明事業者

※1 使用等していたことを把握した物質が図表 4-12 の左欄に掲げる物質については、右欄の物質（分解生成物）も含めて調査すること。

図表 4-12 分解生成物として調査が必要な項目

四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

(iii) 再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土の場合

□土砂等の埋立て等区域に、再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理された改良土（以下、「再生土等」という。）を搬入する前に、当該再生土等ごとに製造者に対して、適正に利用できる土砂等（発生元自治体が認めたもの）であることを確認する必要があります。確認する方法は、以下のいずれかの書類（図表 4-13）が該当します。

図表 4-13 適正に利用できる改良土・再生土の確認書類

条項	該当する書類
①規則第 19 条 第 4 項第 1 号	・三重県リサイクル製品利用推進条例第 6 条第 1 項の規定による認定通知書 ・同条例第 11 条第 2 項の規定による報告に係る書類の写し
②規則第 19 条 第 4 項第 2 号	都道府県又は市町村が定めた改良土又は再生土の適正利用に関する条例（三重県リサイクル製品利用推進条例と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できると認められる条例に限る。）による認定等に係る書類の写し
③規則第 19 条 第 4 項第 3 号	①と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できる書類として市長が認めるもの （例） 上記の条例の認定を受けていないものであっても、発生元自治体が廃棄物でないなど適正に利用できるものとして、任意の書類により認めたものであって、①と同等以上に分析を行っている場合などが該当します。

(iv) 搬入の報告（土砂等搬入報告書）

- ☐ (i)、(ii) 及び (iii) の確認後、当該土砂等を搬入する前に、図表 4-14-1 に掲げる事項を記載した「土砂等搬入報告書」（規則様式第 18 号）を提出する必要があります。（正本 1 部、副本 1 部）
- ☐ その際には、図表 4-14-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。
- ☐ 報告書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条）。

図表 4-14-1 土砂等搬入報告書（規則様式第 18 号）の記載事項

氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の発生場所
土砂等の搬入予定量
土砂等の搬入期間
処理の方法

図表 4-14-2 土砂等搬入報告書の添付書類

【土砂等（再生土等を除く。）】 ・ 土砂等発生元報告書（規則様式第 17 号） ・ ③-（ii）で確認した汚染のおそれがないことの確認をしたことを証明できる書類
【再生土等】 ・ ③-（iii）で確認した適正利用できることを確認したことを証明できる書類 ・ 処理フロー図を添付

③土砂等管理台帳の作成及び使用等された土砂等の量の報告（条例第 19 条、第 20 条関係）

■ポイント

○条例の届出をして土砂等の埋立て等を行う場合、次のとおり毎月の月末までに土砂等管理台帳を作成し、使用等された土砂等の量については半期毎に市に報告する必要があります。（条例第 19 条～20 条関係）

- ・一時堆積（ストックヤードなど）以外の届出をしている場合 ⇒（i）（ア）、（ii）（ア）
- ・一時堆積の届出をしている場合 ⇒（i）（イ）、（ii）（イ）

○土砂等管理台帳を作成しなかった場合や、記載しなかった場合、虚偽の記載をした場合、使用等された土砂等の量の報告を行わなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

（i）土砂等管理台帳（条例第 19 条関係）

（ア）一時堆積以外の届出をしている場合

- 土砂等の発生場所ごとに、図表 4-15-1 に掲げる事項を記載した「土砂等管理台帳」（規則様式第 19 号）を毎月の月末までに作成する必要があります。
- 土砂等管理台帳は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-15-1 土砂等管理台帳（規則様式第 19 号）の記載事項

届出をした者の氏名（法人にあっては、その名称）
届出年月日
土砂等の発生場所の事業者（土砂等が発生させる方）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
土砂等の発生場所の工事等の名称（※1）
土砂等の搬入の日付
当該日の搬入量
当該日の搬入車両台数

※1 再生土等の場合は、工場・事業場の名称

（イ）一時堆積の届出をしている場合

- 土砂等の発生場所ごとに、図表 4-15-1 に掲げる事項を記載した「土砂等管理台帳」（規則様式第 19 号）と図表 4-15-2 に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳（搬出用）（規則様式第 20 号）を毎月の月末までに作成して下さい。
- 土砂等管理台帳は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条第 2 項）。

図表 4-15-2 土砂等管理台帳（搬出用）（規則様式第 20 号）の記載事項

届出をした者の氏名（法人にあっては、その名称）
届出年月日
土砂等の搬出の日付
当該日の搬出量
当該日の搬出車両台数

(ii)使用等された土砂等の量の報告（条例第 20 条関係）

（ア）一時堆積以外の届出をしている場合

□図表 4-16-1 に掲げる事項を記載した「土砂等使用量報告書」（規則様式第 21 号）を作成し、次のとおり提出する必要があります。（正本 1 部、副本 1 部）

- ・毎年度 4 月～9 月までに使用された土砂等の量：当該年度の 10 月末日まで。
- ・毎年度 10 月～3 月までに使用された土砂等の量：翌年度の 4 月末日まで。
- ・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂等の量：完了届又は廃止届と同時に。

□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条第 2 項）。

図表 4-16-1 土砂等使用量報告書（規則様式第 21 号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
この報告に係る期間
埋立て等に使用される土砂等の量（土砂等の埋立て等の期間に使用される土砂等の量）
この報告に係る期間の前までに報告した土砂等の量（累積）
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量
土砂等の発生場所及び工事等の名称毎の次の事項
・前回の報告までの累計搬入量 ・今回の報告期間の搬入量 ・上 2 つを合算した量（累計量）

※ 土砂等の発生元が多数あり、土砂等使用量報告書に記載しきれない場合は、1 枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにしてください。

なお、当該報告時に各土砂等の発生元からの土砂等の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂等の発生元は、末尾に追加してください。

（イ）一時堆積の届出をしている場合

□図表 4-16-2 に掲げる事項を記載した「土砂等搬入量及び搬出量報告書」（規則様式第 22 号）を作成し、次のとおり提出する必要があります。

- ・毎年度 4 月～9 月までに使用された土砂等の量：当該年度の 10 月末日まで。
- ・毎年度 10 月～3 月までに使用された土砂等の量：翌年度の 4 月末日まで。

- ・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂等の量：完了届又は廃止届と同時に。

□報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条第 2 項）。

図表 4-16-2 土砂等搬入量及び搬出量報告書（規則様式第 22 号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置
この報告に係る期間
年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量
土砂等の発生場所及び工事等の名称毎の次の事項 ・ 前回の報告までの累計搬入量 ・ 今回の報告期間の搬入量 ・ 上 2 つを合算した量（累計量）
この報告に係る期間中に搬出した土砂等の量
この報告時における埋立て等区域内の土砂等の量

※ 土砂等の発生元が多数あり、土砂等使用量報告書に記載しきれない場合は、1 枚目の「合計」を「小計」とし、次頁以降に記載することとし、最終頁以外は末尾に小計欄を、最終頁には末尾に小計欄と合計欄を設けるようにしてください。

なお、当該報告時に各土砂等の発生元からの土砂等の搬入がない場合でも削除せず、新たな土砂等の発生元は、末尾に追加してください。

④水質調査、土壌調査及びその報告（条例第 21 条、第 24 条関係）

■ポイント

- 条例の届出をして土砂等の埋立て等を行う場合、6 ヶ月毎に埋立て等区域外への排水の水質調査及び 3 年毎に埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査を実施する必要があります。（条例第 21 条関係）○埋立て等を完了、廃止する場合にも水質調査と土壌調査が必要です。
- 水質調査、土壌調査を実施しなかった場合や、その結果の報告をしなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i)水質調査の実施

(ア) 埋立て等を施工中

- ☐土砂等の埋立て等を開始した日から 6 月に 1 回、当該埋立て等区域外への排水の水質調査を実施する必要があります。
- ☐水質調査に使用する試料（排水）の採取に市職員が立会う場合があるので、事前に採取日等について市に連絡してください。
- ☐試料（排水）の採取は、届出の際の「排水の水質調査を行うための施設」（排水を採取する施設）において、環境計量証明事業者が実施するようにしてください。
- ☐採取した試料（排水）の水質調査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。
- ☐水質調査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表 4-17、4-18 のとおりです。
- ☐水質調査の結果が図表 4-18 の排水の水質基準に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

図表 4-17 水質調査の項目、調査方法、排水の水質基準

調査項目	規則別表第4の <u>上覧</u> に掲げる有害物質（26項目）（図表4-18）
調査方法	地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成15年3月6日環境省告示第17号）
排水の水質基準	規則別表第4の上覧に掲げる項目ごとに同表の <u>下欄</u> に掲げる基準（図表4-18）

(イ) 埋立て等を完了又は廃止した場合

- ☐埋立て等を完了又は廃止した場合、当該埋立て等区域外への排水の水質調査を実施する必要があります。
- ☐水質調査に使用する試料（排水）の採取に市職員が立会う場合があるので、事前に採取日等について市に連絡してください。
- ☐また、採取日に降雨がある場合や降雨直後の場合も、試料（排水）が必要以上に希釈されて調査結果に影響が生じる可能性があるため、延期することがあります。
- ☐試料（排水）の採取は、届出の際の「排水の水質調査を行うための施設」（排水を採取する施設）において、環境計量証明事業者が実施するようにしてください。
- ☐採取した試料（排水）の水質調査も環境計量証明事業者が実施する必要があります。
- ☐水質調査の項目、検査方法、排水の水質基準については、図表 4-17、4-18 のとおりです。

☐ 水質調査の結果が図表 4-18 の排水の水質基準に適合しなかった場合直ちに市に報告しなければなりません。

(ii) 土壌調査の実施

(ア) 埋立て等を施工中

- ☐ 土砂等の埋立て等を開始した日から 3 年に 1 回、当該埋立て等区域内の土壌調査を実施する必要があります。
- ☐ 資料の採取は、図表 3-7「埋立て等区域内の土壌の汚染の状況調査方法」に基づいて環境計量証明事業者又は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関が実施するようにしてください。
- ☐ 採取した試料（土砂等）の土壌調査は環境計量証明事業者が実施する必要があります。
- ☐ 土壌調査の結果が土砂基準（図表 2-2）に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

(イ) 埋立て等を完了又は廃止した場合

- ☐ 埋立て等を完了又は廃止した場合、当該埋立て区域内の土壌調査を実施する必要があります。
- ☐ 資料の採取は、図表 3-7「埋立て等区域内の土壌の汚染の状況調査方法」に基づいて環境計量証明事業者又は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関が実施するようにしてください。
- ☐ 採取した試料（土砂等）の土壌調査は環境計量証明事業者が実施する必要があります。
- ☐ 土壌調査の結果が土砂基準（図表 2-2）に適合しなかった場合、直ちに市に報告しなければなりません。

図表 4-18 排水の水質基準

項目		基準値
1	クロロエチレン	1Lにつき 0.002mg 以下であること
2	四塩化炭素	1Lにつき 0.002mg 以下であること
3	1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.004mg 以下であること
4	1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg 以下であること
5	1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.04mg 以下であること
6	1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.002mg 以下であること
7	ジクロロメタン	1Lにつき 0.02mg 以下であること
8	テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.01mg 以下であること
9	1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 1mg 以下であること
10	1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.006mg 以下であること
11	トリクロロエチレン	1Lにつき 0.01mg 以下であること
12	ベンゼン	1Lにつき 0.01mg 以下であること
13	カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.003mg 以下であること
14	六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.05mg 以下であること
15	シアン化合物	シアンが検出されないこと
16	水銀及びその化合物	1Lにつき水銀 0.0005mg 以下であり、 かつ、アルキル水銀が検出されないこと
17	セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.01mg 以下であること
18	鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.01mg 以下であること
19	砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.01mg 以下であること
20	ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素 0.8mg 以下であること
21	ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素 1mg 以下であること
22	シマジン	1Lにつき 0.003mg 以下であること
23	チオベンカルブ	1Lにつき 0.02mg 以下であること
24	チウラム	1Lにつき 0.006mg 以下であること
25	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
26	有機りん化合物	検出されないこと

(iii)水質調査の結果報告

- 水質調査の結果については、試料（排水）の採取を行った日から 1 ヶ月以内に、図表 4-19-1 に掲げた事項を記載した「水質調査報告書」（規則様式第 23 号）を市に提出する必要があります。（正本 1 部、副本 1 部）
- 水質調査報告書の提出の際には、図表 4-19-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。
- 報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-19-1 水質調査報告書（規則様式第 23 号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類に記載された発行番号
調査時期の区分（定期・廃止・完了）
採取年月日
排水の採取場所
備考

図表 4-19-2 水質調査報告書の添付書類

試料（排水）を採取した地点の位置図及び現場写真
計量証明書

(iv)土壌調査の結果報告

- 土壌調査の結果については、試料の採取を行った日から 1 ヶ月以内に、図表 4-20-1 に掲げた事項を記載した「土壌の汚染状況の調査報告書」（規則様式第 24 号）を市に提出する必要があります。（正本 1 部、副本 1 部）
- 土壌の汚染状況の調査報告書の提出の際には、図表 4-20-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。
- 報告書等一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条第 2 項）。

図表 4-20-1 土壌の汚染状況の調査報告書（規則様式第 24 号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
採取した試料ごとの土壌の汚染状況の調査の結果を証する書類に記載された発行番号
調査時期の区分（定期・廃止・完了）
採取年月日
採取深度
備考

図表 4-20-2 土壌の汚染状況の調査報告書の添付書類

試料を採取した地点の位置図及び現場写真
計量証明書

(v) 水質調査及び土壌調査結果が基準に適合していない場合

- ☐ 水質調査及び土壌調査の結果において、排水の水質基準（図表 4-18）又は土砂基準（図表 2-2）に適合していない場合には、直ちに市に報告する必要があります。
- ☐ あわせて、その原因の調査を行うとともに、生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければなりません。

⑤ 標識の掲示等（条例第 22 条関係）

■ ポイント

- 条例の届出をして土砂等の埋立て等を行う場合、当該埋立て等区域の見やすい場所に標識を掲示する必要があります。（条例第 22 条関係）
- 標識の掲示を行わなかった場合、罰則（50 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(i) 標識の掲示

- ☐ 埋立て等区域又はその周辺の見やすい場所に、図表 4-21 に掲げる事項を記載した標識を掲示する必要があります。
- ☐ 標識の大きさは縦 90 センチメートル以上横 120 センチメートル以上とし、材質は風雨に十分耐えるものを使用しなければなりません。（図表 4-22 参照）
- ☐ 標識が破損等により、その目的を果たせなくなった場合は、速やかに修復してください。

図表 4-21 標識に記載すべき事項

届出年月日、届出を受けた者（尾鷲市長）
土砂等の埋立て等を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先の電話番号
土砂等の埋立て等の目的
埋立て等区域の位置
埋立て等区域の規模
管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号
埋立て等に使用される土砂等の予定量（一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量）
土砂等の埋立て等の期間

図表 4-22 標識例

90cm 以上	尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第22条による標識	
	届出日：令和〇年〇月〇日	届出を受けた者：尾鷲市長
	埋立て等を行う者：尾鷲 太郎 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇 TEL：059-224-〇〇	
	埋立て等の目的：宅地造成	位置：〇〇市〇〇町〇〇番地他〇筆
	埋立て等区域の面積：2,000 m ² 最大高さ：10.0m	
	管理責任者：輪内 土男（事業課長）TEL：0597-〇〇-〇〇〇〇	
	埋立て等土砂等予定量：4,000 m ³	土砂等の埋立て等の期間：R〇.〇.〇～R〇.〇.〇
120cm 以上		

⑥関係書類の備え付け及び閲覧、保存（条例第 23 条関係）

（イ）関係書類の備え付け及び閲覧

- ☐ 届出をした日から完了（廃止）届出の日まで、管理事務所に図表 4-23 に掲げる書類を備え置く必要があります。備え置くに当たっては、種類ごとにファイル化するなど、整理して綴じて下さい。（完了（廃止）届出の日以降も、保存は必要です。（条例第 23 条関係））
- ☐ それらの書類は、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させる必要があります。
- ☐ ただし、個人情報や法人等の競争上の地位や正当な利益の保護に配慮すべき情報に該当する部分を除きます（届出者等の生年月日や本籍地、住所、印影、住民票、印鑑証明、図面等に記載されている作成担当者名及び印影、等）。それら個人情報等に該当する部分は黒塗り等をしていただき閲覧させてください。

図表 4-23 備え置くべき書類

土砂等の埋立て等届出書（条例第12条の2第1項又は第2項、規則様式第8号の2）及び添付書類の写し
土砂等の埋立て等変更届出書（条例第 15 条の 2 第 2 項、規則様式第 14 号の 2）及び添付書類の写し
土砂等管理台帳（条例第 19 条、規則様式第 19 号及び第 20 号（一時保管のみ））の写し
土砂等の埋立て等軽微変更届（規則第 17 条第 5 項、規則様式第 15 号）の写し
土砂等搬入報告書（規則第 19 条第 5 項、規則様式第 18 号）及び添付書類の写し
土砂等使用量報告書（規則第 21 条第 1 項、規則様式第 21 号） 又は土砂等搬入量及び搬出量報告書（規則第 21 条第 2 項、規則様式第 22 号）の写し
水質調査報告書（規則第 23 条第 1 項及び第 3 項、規則様式第 23 号）及び添付書類書の写し
土砂の汚染状況の調査報告書（規則第 23 条第 2 項及び第 3 項、規則様式第 24 号）及び添付書類等の写し
土砂等の埋立て等地位承継届出書（規則第 27 条の 2 第 1 項、規則様式第 28 号の 2）の写し

(ii)関係書類の保存

- ☐届出に関して市に提出した書類（図表 4-23 に掲げる書類及び完了届、廃止届、休止届、再開届など）の写しを保存しなければなりません。（条例第 23 条関係）
- ☐保存する期間は、次のうちのいずれか短い期間となります。
 - ・ 条例第 24 条第 2 項の完了届及び廃止届をした日から 5 年間
- ☐関係書類の保存をしなかった場合、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

(3) 完了、廃止、休止する場合（条例第 24 条関係）

■ポイント

- 次の場合、それぞれの期日までに、所定の様式により市に届け出る必要があります。（条例第 24 条関係）
 - ・ 完了：当初の計画どおり、埋立て等を完了した場合（完了した日から 15 日以内）
 - ・ 廃止：施工途中において、埋立て等をもう行わない場合（廃止した日から 30 日以内）
 - ・ 休止：2 ヶ月以上の間、埋立て等を行わない場合（休止した日から 10 日以内）
 - ・ 再開：休止していた埋立て等を再開する場合（着手届に準じて 10 日以内）
- 完了届、廃止（休止）届が提出された場合、市が届出のあった埋立て等が許可基準に適合しているかどうかの確認を行います。
- 確認の結果、災害防止上及び生活環境の保全上の措置等が不十分である旨の通知を受けた場合は、必要な措置を講じる必要があります。
- 届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

①届出（条例第 24 条第 1 項関係）

(i)完了する場合

- ☐土砂等の埋立て等を完了したときは、完了日から 15 日以内に、図表 4-24 に掲げる事項を記載した「土砂等埋立て等完了届」（規則様式第 25 号）を提出する必要があります。
- ☐届出書類（写し）は、事業完了後も 5 年間保存する必要があります（条例第 23 条第 2 項）。

図表 4-24 土砂等埋立て等完了届（規則様式第 25 号）の記載事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の埋立て等を完了した年月日
完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
生活環境の保全上必要な措置を講じている場合には、その内容

(ii)廃止又は休止する場合

- ☐土砂等の埋立て等の施工途中で、埋立て等を行わなくなった（廃止した）場合は、廃止日から 30 日以内に、図表 4-25 に掲げる事項を記載した「土砂等埋立て等廃止（休止）届」（規

則様式第 26 号)を提出する必要があります。(正本 1 部、副本 1 部)

□土砂等の埋立て等を、2 ヶ月以上休止する場合は、休止の日から 10 日以内に、図表 4-25 に掲げる事項を記載した「土砂等埋立て等廃止(休止)届」(規則様式第 26 号)を提出する必要があります。(正本 1 部、副本 1 部)

□届出書類(写し)は事業廃止後も 5 年間保存する必要があります。(条例第 23 条第 2 項)

図表 4-25 土砂等埋立て等廃止(休止)届(規則様式第 26 号)の記載事項

氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
届出年月日
埋立て等区域の位置
土砂等の埋立て等の期間
土砂等の埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間
土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
休止又は廃止の理由
生活環境の保全上必要な措置を講じている場合には、その内容

(iii)再開する場合

□休止していた土砂等の埋立て等を再開する場合には、図表 4-26 に掲げる事項を記載した「土砂等埋立て等再開届」(規則様式第 27 号)を提出する必要があります。(正本 1 部、副本 1 部)

□届出書類(写し)は、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。(条例第 23 条第 2 項)

図表 4-26 土砂等埋立て等再開届(規則様式第 27 号)の記載事項

氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
埋立て区域等の位置
届出年月日及び番号
休止期間
再開年月日

(4) 地位を承継する場合（条例第 25 条の 2 関係）

■ポイント

- 埋立て等の届について、次のような場合など、当該埋立て等の区域の土地の所有権その他当該届に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した場合は、地位承継の届出をする必要があります。（条例第 25 条の 2 関係）
 - ・相続により、埋立て等の地位を承継した場合
 - ・吸収合併等により、地位を承継した場合
 - ・事業譲渡等により、地位を承継した場合
- この届出をするためには、土地所有者の同意が必要です。
- なお、届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合など、罰則（2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

①地位承継の届出（条例第 25 条の 2 第 2 項関係）

(i) 土地所有者への説明・同意（条例第 10 条の 2 関係）

- ☐ 地位承継を届出しようとする者は図表 4-27 に掲げる事項について、土地所有者に説明する必要があります。
- ☐ 土地所有者の同意については、「土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（地位承継）」（規則様式第 6 号の 2）を使用しなければなりません。
- ☐ その際、当該様式に記載している「同意に当たっての留意事項」を必ず説明し、確認してもらってください。
- ☐ 条例第 10 条の 2 の規定による、説明及び同意を得なければならない土地所有者の範囲は、「埋立て等区域」（2.(1)③参照）内の土地の所有者です。しかし、埋立て等が円滑に継続されるよう、進入路や調整池、その他届出に必要な施設が存在する土地の所有者へも説明を行い、理解を得るようにしてください。

図表 4-27 土砂等の埋立て等に関する地位承継の届出における土地所有者への説明事項

氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条の2の届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(ii)地位承継の届出

- 土砂等の埋立て等の届について、当該届をした者から、その権原を取得した者は、図表 4-28-1 に掲げた事項を記載した「土砂等の埋立て等地位承継届出書」（規則様式第 28 号の 2）を提出する必要があります。（正本 1 部、副本 1 部）
- その際には、図表 4-28-2 に掲げる書類も添付しなければなりません。
- なお、届出には、土地所有者が承継に同意した書面（規則様式第 6 号の 2）の添付が必要です。
- 届出書類一式（写し）は、事業実施期間中は管理事務所に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させるとともに（条例第 23 条第 1 項）、事業完了又は廃止後も 5 年間保存する必要があります。（条例第 23 条第 2 項）

図表 4-28-1 土砂等の埋立て等地位承継届出書（規則様式第 28 号の 2）の記載事項

氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
条例第 8 条の 2 の届出をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
届出年月日
土砂等の埋立て等の期間
埋立て等区域の位置
管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
承継の理由
次に該当する場合は、付表に必要事項を記載して添付して下さい。 ・届出をした者が未成年者である場合：その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、役職名及び住所）

図表 4-28-2 土砂等の埋立て等地位承継届出書の添付書類

条例第 10 条の 2 第 3 項の土地所有者の同意書（規則様式第 6 号の 2）
承継しようとする土砂等の埋立て等の届出書の写し
届出をした者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
届出をした者が条例第 14 条第 1 項第 1 号アからクまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面 （規則様式第 9 号）
条例第 8 条の 2 の届出をした者の相続人その他の一般承継人であること又は条例第 8 条の 2 の届出をした者から当該土砂等の埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面

（注 1）公的機関の発行する証明書類等は、発行日から起算して 3 ヶ月以内のものに限る。

（注 2）住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないもの

(5) 命令・停止命令・公表（条例第 26 条の 2、第 27 条、第 34 条関係）

■ポイント

- 届出をした土砂等の埋立て等に関して、遵守すべき義務を実施しなかったり、虚偽の届出や他法令の違反が発覚した場合には、埋立て等の停止や必要な措置についての命令の対象となります。
- また、命令の内容等については公表することがあります。
- 命令（①のみ）に違反した場合は、罰則の対象となります。

①命令（条例第 26 条の 2 関係）

- 条例第 8 条の 2 の届出をして土砂等の埋立て等を行う場合などにおいて、生活環境の保全上の観点から、図表 4-29 に掲げる命令を行う場合があります。
- この命令に違反した場合は、罰則の対象となります。

②土砂等の埋立て等の停止命令（条例第 27 条関係）

- 条例の届出をした者が図表 4-30 に該当する場合は、埋立て等の停止命令の対象となります。

③命令時の公表（条例第 34 条関係）

- 市は①又は②（条例第 26 条の 2 又は第 27 条第 1 項）の命令をした場合、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することがあります。
- 公表する場合は、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又は代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会のため、意見の聴取を行います。

図表 4-29 命令の概要

命令の種類	命令の概要
1.無届出で埋立て等している者への撤去命令・措置命令（条例第26条の2第1項）	○対象：条例に違反して届出をしないで土砂等の埋立て等を行った者（無届で変更した場合も含む） ○命令内容 ・土砂等の全部又は一部の撤去（相当の期限） ・必要な措置（相当の期限） ○命令違反時の罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2.排水の水質基準不適合時の調査命令・措置命令・埋立て等停止命令(条例第26条の2第2項)	○対象：条例第8条の2の届出をした者 ○条件：排水の水質基準に適合しないことを確認したとき（条例第21条等） ○命令内容 ・原因の調査（相当の期限） ・当該届出に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置（相当の期限） ・当該届出に係る土砂等の埋立て等の停止（相当の期間） ○命令違反時の罰則：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

図表 4-30 埋立て等の停止命令の概要

該当条件	埋立て等の停止命令の対象	備考
1.届出時に虚偽・不正があった場合 ○偽りその他不正の手段により届出（変更届出含む）又は地位承継の届出をしたとき。	○	—
2.無届出で変更を行った場合 ○変更届出をしなければならない事項について、変更届出をせずに変更したとき。	—	図表 4-29 の命令
3.各種報告義務等違反した場合 ○条例で規定する次の義務に違反した場合 ・土砂等の搬入の報告（発生元、汚染のおそれ確認）（条例第18条） ・土砂等管理台帳の作成（条例第19条） ・使用された土砂等の量の報告（条例第20条） ・排水の水質調査とその結果の報告（条例第21条） ・土壌の汚染状況の調査とその結果の報告（条例第21条） ・標識の掲示（条例第22条）	○	—

（６）その他（報告徴収・立入検査、罰則）（条例第 33 条、第 37～第 42 条関係）

①報告徴収（条例第 33 条関係）

- ☐市は必要に応じて、土砂等の埋立て等を行う者に対して、土砂等の埋立て等の施工の状況やその他必要な事項の報告を求めることができます。（条例第 33 条第 1 項）
- ☐この報告の求めに応じなかった場合や虚偽の報告をした場合、罰則（50 万円以下の罰金）の対象となります。
- ☐市は必要に応じて、条例第 10 条の 2 の同意をした土地所有者に対して、当該同意をした埋立て等の施工状況の確認状況（条例第 28 条第 1 項）やその他必要な事項の報告を求めることがあります。

②立入検査（条例第 33 条関係）

- ☐市は必要に応じて、身分証明書を提示したうえで、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあっせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入ることができる。（条例第 33 条第 2 項）
- ☐また、帳簿書類その他の物件を検査し、試験のために土砂等や排水などを無償で収去すること、関係者への質問ができます。（条例第 33 条第 2 項）
- ☐これらの立入検査等を拒んだり、妨げたり、質問に回答しなかったり、虚偽の回答をした場合は、罰則（50 万円以下の罰金）の対象となります。

③罰則（条例第 37～第 42 条関係）

- ☐土砂等の埋立て等に関する方は、条例の定めを遵守しなければなりません。条例に違反した場合は、図表 4-33 に掲げる罰則が適用されます。

図表 4-33 本条例の罰則

違反事項		罰則
無届等の埋立て	○届出（条例第 8 条の 2）をせずに埋立て等を行った者 ○届出（条例第 15 条の 2 第 1 項）をせずに届出を要する変更を行った者 ○承継届（条例第 25 条の 2 第 2 項）をせずに、地位を承継し、埋立て等を行った者	2 年以下の拘禁刑 又は
虚偽等による届出等	○虚偽や不正な手段により ・届出（条例第 8 条の 2）をした者 ・変更届出（条例第 15 条の 2 第 1 項）をした者 ・地位承継の届出（条例第 25 条の 2 第 2 項）をした者	100 万円以下の罰金
措置命令違反（排水の水質基準不適合）	○排水の水質基準に適合しなかった場合の命令（条例第 26 条の 2 第 2 項）に違反した者	1 年以下の拘禁刑 又は 100 万円以下の罰金
土地所有者への命令違反	○条例第 10 条の 2 による同意をした土地所有者が当該同意に係る埋立て等の施工状況の定期確認をしなかった場合に発せられる命令（条例第 29 条の 2 第 2 項）に違反した者	6 ヶ月以下の拘禁刑 又は 50 万円以下の罰金
搬入の報告義務違反	○搬入土砂等の発生元の確認と汚染のおそれの確認の報告（条例第 18 条第 2 項）を行わなかった者、又は虚偽の報告をした者	50 万円以下の罰金
土砂等管理台帳義務違反	○土砂等管理台帳（条例第 19 条）を作成しなかった者 ○土砂等管理台帳に必要な記載をしなかった者 ○土砂等管理台帳に虚偽の記載をした者	
使用土砂量報告義務違反	○使用された土砂等の量の報告（条例第 20 条）を行わなかった者 ○使用された土砂等の量について虚偽の報告をした者	
水質調査及び報告義務違反	○排水水質調査(条例第 21 条第 1 項又は第 2 項)を行わなかった者 ○水質調査結果報告(条例第 21 条第 1 項～3 項)を行わなかった者 ○水質調査結果について虚偽の報告をした者	
標識設置義務違反	○標識（条例第 22 条第 1 項）を掲示しなかった者	
報告義務違反	○市の求める報告（条例第 33 条第 1 項）をしなかった埋立て等を行っている者 ○虚偽の報告をした埋立て等を行っている者	
立入検査の拒否・妨害・忌避等	○市による立入検査、物件の収去、質問（条例第 33 条第 1 項）を拒否、妨害、忌避した者	30 万円以下の罰金
届出義務違反	○次の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・軽微な変更の届出（条例第 15 条の 2 第 4 項） ・完了、廃止（休止）、再開の届出（条例第 24 条第 1 項）	
関係書類保存義務違反	○土砂等管理台帳及び市に提出した書類の写しの保存（条例第 23 条）をしなかった者	

5. 土地所有者の責務・義務（条例第6条、第28条、第29条の2関係）

■ポイント

- 本条例では、条例の届出を要する埋立て等区域の土地所有者の同意（条例第10条の2）がなければ、届出はできません。
- また、条例第10条の2による同意をした土地所有者には、埋立て等の状況確認等の義務を課しています。（条例第28条関係）
- 不適正な埋立て等が行われていた場合において、土地所有者がこの義務を怠っていた場合には、土地所有者も、勧告及び命令の対象となります。（条例第29条の2関係）
- 条例の届出等をしようとする方は、埋立て等区域の土地所有者に本章と（規則様式第4号の2、規則様式第5号の2、規則様式第6号の2）を提示、説明した上で、同意を得るようにしてください。

（1）土地所有者の責務（条例第6条関係）

- 届出の要不要や面積等に関係なく、全ての土砂等の埋立て等の区域の土地所有者は、所有する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努める必要があります。

（2）土地所有者の義務（第28条、第29条の2関係）

①埋立て等に同意する場合

- 次の者は土地所有者の同意を得たことを証する書面の提出が義務付けられています。
 - ・土砂等の埋立て等の届出（条例第8条の2）をしようとする者
 - ・土砂等の埋立て等の変更届出（条例第15条の2第1項）をしようとする者
 - ・土砂等の埋立て等の地位承継の届出（条例第25条の2第2項）をしようとする者
- その際、定められた様式（規則様式第4号の2、規則様式第5号の2、規則様式第6号の2）に土地所有者の署名押印（法人の場合は記名押印でも可）が必要となります。
- 上記同意をする場合には、埋立て等を行おうとする者等から、届出の具体的な内容について説明を求めるとともに、同様式に記載している「【同意に当たっての留意事項】」を十分にご理解いただいたうえで署名押印等をするようにしてください。

②埋立て等に同意した場合

（i）埋立て等の状況の確認

- 条例第10条の2による同意をした土地所有者は、埋立て等が施工されている間、毎月1回以上はその埋立て等の状況を確認する必要があります。
- 状況の確認は、同一地点から同一方向の写真を撮影するなどして、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と合致しているかどうかの確認などを行ってください。
- 確認した場合は、確認結果を保管するようにしてください。

□土地所有者が遠方に居住するなど、何らかの理由で自らが埋立て等の状況の確認が困難な場合であっても、他の者に依頼するなどの方法により確認が必要です。

(ii)埋立て等に異常が見られた場合の対応

□(i)の埋立て等の状況の確認において、同意する前に説明を受けた埋立て等の形状や高さ、位置等と明らかに異なる埋立て等が行われていることを把握したときは、次に掲げる事項を実施する必要があります。

- ・直ちに、土砂等の埋立て等を行っている者に対して、埋立て等の中止又は原状の回復その他の必要な措置を講ずるよう求める（口頭で求めた上で、書面でも早期に求めることが望ましいです。）
- ・速やかに、市へ報告する

(3) 土地所有者への勧告・命令（条例第 29 条の 2 関係）

①土地所有者への勧告

(i)土地所有者への勧告

□市が届出をせずに土砂等の埋立て等を行っている者に対して、命令（条例第 26 条の 2 第 1 項、第 2 項）をしたにも関わらず、期限までにその命令に係る措置を講じない場合において、条例第 10 条の 2 の同意をした土地所有者が次のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。

- ・埋立て等の状況の確認（(2)②(i)）を怠った場合

(ii)土地所有者への命令

□(i)の勧告に土地所有者が従わない場合であって、その土地所有者に勧告した内容を講じさせることが相当と認めるときは、その必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

□この命令に違反した場合、罰則（6 ヶ月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）の対象となります。

6. 土砂等を発生させる者の責務（条例第 5 条関係）

■ ポイント

- 土砂等を発生させる者（建設工事の発注者及び受注者）は、埋立て等が行われている場所に土砂等を搬入する場合には、その埋立て等の状況や許可の有無の確認など、適正な処理が行われるように努めてください。
- また、条例の届出がされた埋立て等区域に土砂等を搬入する場合には、搬入する前に、「土砂等発生元証明書」（規則様式第 17 号）と当該搬入土砂等に汚染のおそれがないことを証明する書面を、当該埋立て等区域の届出をしている者に提出してください。

（１）土砂等を発生させる者の責務（全ての方）（条例第 5 条関係）

- 建設工事に伴う土砂等の発生を抑制し、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂等により不適正な土砂等の埋立て等が行われることがないよう、適正な処理に努める必要があります。

（２）土砂等を発生させる者の責務（届出がされた埋立て等区域に土砂等を搬入する方）

- 届出がされた埋立て等区域に土砂等を搬入する場合に、その搬入より前に、当該埋立て等区域の届出をした者に、次の書面を提出して下さい。（条例第 18 条関係）
 - ・「土砂等発生元証明書」（規則様式第 17 号）
 - ・搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認を証明できる書類

埋立て等届通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 16 条の 2 第 1 項の規定により、同条例第 8 条の 2 の届出をしたことを、関係書類を添えて、次の事項とともに通知します。

届出年月日	
土砂等の埋立て等の目的	
埋立て等区域の位置	
埋立て等区域の規模	
土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地	
当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名	
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
埋立て等に使用される土砂等の量（※1）	
土砂等の埋立て等の期間	
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画（※2）	
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置	
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ・ 粉じんの飛散の防止措置 ・ 土砂及び雨水等の流出の防止措置 ・ 騒音及び振動の防止措置 ・ その他	

（※1）一時堆積（ストックヤードなど）である場合にあっては、年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量を記載して下さい。

（※2）発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の種類及び区分を規則様式第8号の2付表1に記載して添付してください。

埋立て等変更届通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 16 条の 2 第 2 項の規定により、同条例第 15 条の 2 第 2 項の変更届を行ったことを、関係書類を添えて、次の事項とともに通知します。

当初の届出年月日	
変更の届出年月日	
変更内容（変更前）	
変更内容（変更後）	
変更理由	

軽微変更通知書

年 月 日

土地所有者 様

住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 16 条の 2 第 3 項の規定により、同条例第 15 条の 2 第 4 項に定める軽微な変更を行ったので、関係書類を添えて、次の事項とともに通知します。

当初の届出年月日	
変更内容（変更前）	
変更内容（変更後）	

土地の利用状況等の調査結果書

1 調査を実施した土地				
2 土砂等の発生場所の土地所有者				
3 調査実施者	自 社（所属： 氏名： ） 指定調査機関（ ） その他（ ）			
4 調査方法	・資料での確認 ・ヒアリングの実施（土地所有者、使用者、従業員、その他（ ））			
5 調査内容				
(1) 調査の結果、地歴が判明した期間 注2	(西暦 年 月 ～ 西暦 年 月)			
(2) 特定有害物質の取扱いを行っていた工場等の設置の状況	有 ・ 無 ・ 不明			
(3) 土地利用の状況(地目)				
(4) 特定有害物質の取扱い等の状況				
① 取扱っていた特定有害物質の種類及び量 注1	種類 注1	特定有害物質の種類： 特定有害物質の種類： 特定有害物質の種類：	量	/年 /年 /年
② 特定有害物質の取扱いの内容及び期間				
③ 特定有害物質の漏洩等の事故の有無				
6 特定有害物質による汚染の状況調査の有無 注3	有 ・ 無 ・ 調査中			
7 その他参考となる事項 注4				

備考 ・土砂等の発生場所を明らかにした図面を添付してください。

・登記事項証明書（（登記簿謄本(コピー可)）を添付してください。

・過去に有害物質を取扱い等していた場合は、その使用場所がわかる図面を添付してください。

・指定調査機関による調査を行っている場合は、その結果書の写しを添付してください。

注1 取扱い等をしていた有害物質が4種類以上ある場合は、「別紙のとおり」、と記載し別紙を添付してください。

注2 調査の結果、地歴が不明な期間がある場合は（ ）にその期間を記載してください。

注3 特定有害物質による汚染の状況を調査している場合は、その結果書の写しを添付してください。

注4 土地の地質情報（金属鉱床が分布している）など汚染のおそれを把握するうえで必要な情報がある場合は、その内容を記載してください。

水質汚濁防止法以外で、特定有害物質の使用等に関して届出等を行っている場合は、その内容を記載してください。

Ver.1.00						【手引きP28～P34】	
○ 尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例 土砂等の埋立て等届 書類確認表							
確認年月日		年 月 日		記入者			
届出書作成責任者の連絡先(住所、氏名、電話、FAX、電子メールアドレス)							
住所:							
氏名:							
電話:							
FAX:							
メール:							
事業者		住所					
		氏名					
目的		☐ 残土処分地 ☐ 再エネ設備(☐ 太陽光・ ☐ 風力・ ☐ 水力・ ☐ 地熱・ ☐ バイオ) ☐ 砂利採取(農地) ☐ 砂利採取(山土) ☐ その他()					
本条例の届出に係る埋立て等の所在場所		市(大字) 町		字 (地番)		番 外 番	
本条例の届出に係る埋立て等の規模		面積: m ² / 最大高さ: m (面積は小数点第1位を切り捨てて整数止め、高さは小数点第2位を切り捨てて小数第1位以下を四捨五入)					
他法令の申請・許可・届出等状況		別紙「他法令の確認表」を確認 ※事前説明時から進捗があったかどうか改めて確認して記入する。					
新規	届出書・産	規則様式第8号の2	有・無				
変更	変更届出書・産	規則様式第14号の2	有・無				
注 意 事 項			確認欄				
①	添付書類を参照とする場合は、参照すべき添付書類番号と、その書類のどの部分を参照すべきかを記載されているか確認する	済・未					
②	全体計画の一部計画の届出の場合は、全体計画についても記載されているか確認する	済・未					
③	公的機関の発行する証明書類は、原則、発行日から起算して3ヶ月以内のものに限る	済・未					
④	住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーは記載されていないものである	済・未					
届出書記載事項		必要事項・様式等		確認欄			
届出日				済・未		届出申請書の日から30日以上後の日となっているかを確認(規則第11条の2第1項)	
氏名及び住所				済・未		法人の場合はその名称及び代表者名、主たる事業所の所在地	
法定代理人の氏名及び住所		届出者が未成年の場合		済・未		件数2と確認が無いか確認	
役員の氏名、住所及び生年月日		法定代理人が法人の場合		済・未		件数2と確認が無いか確認	
土砂等の埋立て等の目的				済・未		「国土利用分譲事業用地の造成」など、跡地利用が決まっている場合は併せて()内に記載する	
埋立て等区域の位置				済・未		埋立て等区域の地番をすべて記載。または代表地番は○印とし、別紙で地番の一覧を記載。埋立て等区域のみを記載し、区域内に埋立て等行わない区域がある場合はその旨を記載。地番が区域内に入っているかどうか、公園・道・河川で筆数を確認すること。	

埋立て等区域の規模		済・未	求積図等から算出した面積、最大高さを記載。 面積は平方メートル単位で記載し、小数点以下は切り捨て。 高さは小数点第2位を切り捨て。
管理事務所の所在地		済・未	管理事務所の所在地と連絡が取れる電話番号を記載。 管理事務所の位置を周辺状況図等に明示する。 隣接地に設置できない場合は、埋立て等区域に概ね30分以内に到着できる場所であること(星での移動を前提としてもおおむね1.5km以内) 周辺住民がその所在地を確認できるよう、目印となる公共施設、交差点等を明示する。
管理責任者の氏名及び職名		済・未	管理責任者は現場を実際に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職名を記載する。 施工計画書に与えられている権限、勤務形態を記載する。 管理責任者など必要な権限を与えられている者であり、埋立て等実施中は原則常駐していることが必要。 届出者の社員等でない場合は、委託関係等が確認できる書類も提出すること。
土砂等の埋立て等に伴う施設の設置に関する計画		済・未	土砂等の埋立て等に伴う施設(排水施設、調整池、沈砂池、堰壁、進入路、展開場、管理事務所など)について、その位置等を記載すること。 周辺状況図、計画平面図等に記載した場合は、どの図面にどの施設の記載があるか明示すること。可能なものは、施設の位置等のみを記載した施設設置計画図等を別途作成すること。
埋立て等に使用する土砂等の量		済・未	土砂等の搬入予定量を記載(m3単位で小数点以下切り捨て) 土量換算係数を考慮し、「地山土量(埋立て等の仕様)」「ほくした土量」の両方を記載。 土量換算係数の根拠となる資料を添付する。 一時産出の場合は、年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量と搬出予定量を記載する。 ほくした土量はカッコ書き○とする。
土砂等の埋立て等の期間		済・未	届出をした日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「届出日から」としても可 期間は、埋立て等に使用する土砂等の量や各計画と整合を図るようにすること。
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画	規則様式第8号の2付表1	済・未	搬入経路図を添付すること。 付表1の記載事項については、手引第27を参照する。
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置		済・未	水質調査施設図、排水計画図、排水施設構造図、計算書が添付されていることを確認。 排水の水質調査を行うための施設(排水を採取する施設)の名称を記載し、採水位置等を明示した1/1,000以上の平面図、構造図を「別添図面①の1」として記載されているか確認。 区域外の排水が可能な限り流入せず、区域内からの全排水をカバードできるようにすること。
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置		済・未	粉じん飛散防止措置、土砂等及び雨水等流出防止措置、騒音及び振動防止措置、その他の措置を記載(生活環境保全計画) これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付

2. 土地の登記事項証明書等				
① 土地登記事項証明書	注意事項③	有	・埋立て等区域及び施設設置区域の土地登記事項証明書があるか確認 ・埋立て等区域については、届出書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については届出書の「土砂等の埋立て等区域に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないか確認する	
② 公図の写し	注意事項③	有	・埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・埋立て等区域については、届出書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については届出書の「土砂等の埋立て等区域に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないか確認する	
③ 連続図		有・無	(公図の写しが複数枚に及ぶ場合のみ) ・埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びにそれら区域を含む土地の地番の隣接地の地番を記入したもの。 ・作成年月日、作成者名を記載 ・埋立て等区域については、届出書の「埋立て等区域の位置」と、施設設置区域については届出書の「土砂等の埋立て等区域に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないか確認する	
3. 土地所有者同意書(法定外公共物等同意書含む)				※「事前協議等確認表」の「届出書類への添付書類(説明会にかかもの)」を参考とすること
① 土地所有者同意書(埋立て区域内)	規則様式第4号の2	有	・土砂等の埋立て等区域の土地の所有者の同意を得たことを証する書面 ・埋立て等区域が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧を添付すること ・埋立て等区域については、届出書の「埋立て等区域の位置」と齟齬がないか確認	
② 埋立て等区域外の施設設置区域の使用権を有する書類		有	・埋立て等区域外の施設設置区域の使用権を有する書類 ・地番が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番および面積を記載した一覧を添付すること ・施設設置区域については、届出書の「土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画」と齟齬がないか確認	

4. 広域位置図				
	①広域位置図 (埋立て等区域及び施設設置区域の位置図)		有	道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等 周辺状況が判別できるもの(色分けすること) 縮尺は1/25,000～1/10,000程度とし、方位お よび縮尺を記入
5. 周辺状況図				
	①周辺状況図 (埋立て等区域に近接する集落 の住居の立地状況等周辺状況 が判別できるもの)		有・無	・1/5,000の地形図に方位、縮尺を記載したもの。 可能であれば施設(進入路、調整池、沈砂池、擁 壁、管理事務所など)を記載 管理事務所を土砂等の埋立て等区域外の場所に 設置する場合は、その位置を明示すること。なお、 この場合管理事務所は埋立て等区域に概ね30分 以内に到着できる場所であること(自動車での移動 を前提とした場合でも概ね15km以内) ・広域図位置図、現況図面等で代用できる場合 は添付省略可能
6. 現況図面等		※規則上必ず添付が必要		
	①現況平面図 (埋立て等区域及び施設設置区 域の現況平面図)	①埋立て等の高さを 確認するために、埋 立て等区域内の最低 地盤高地点と、その 点における地盤高を 引き出し線などで明 記する ②高さを管理するた めのBMの位置と、当 該BMの基準高を明 記する	有	・道路、河川、法定外公共物(風通、水路)等 公共用地がある場合は、その境界を平面図に 明示すること ・1/1,000以上の地形図を標準とし、方位およ び縮尺を記載すること。 ・関係法令等の区域線を記載 ・届出時に境界未確定の場合は想定線を記載(確 定時に追完する) ・航空測量に基づく図面を利用した現況平面図を利 用する場合は、水路取り付け高や盛土量算定、埋 立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を 得るよう補足測量を行い、反映させること(基準と なる点を図示)
	②現況断面図 (埋立て等区域及び施設設置区 域の現況断面図)	①すべての横断面に 地盤高(GL)の記載 があることを確認 ②縦断面と横断面図 で高さ等に齟齬がない か確認	有	・1/250～1/500程度を標準とし、縮尺を記載 すること ・断面図は、縦横断面図及び横断面図とし、作成間 隔は形状確認ピッチ(原則、20m以下)とするこ と。 ※断面図作成間隔は、土量計算上支障がない場 合は50mまで可能

7. 計画平面図等				
①計画平面図 (埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図)	①埋立て等の高さを確認するために、埋立て等区域内の最低地盤高地点と、その点における地盤高を引き出し線などで明記する ②高さを管理するためのBMの位置と、当該BMの基準高を明記する	有		・道路、河川、法定外公共物(里道、水路)等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること ・1/1,000以上の地形図を標準とし、方位および縮尺を記載すること。 ・関係法令等の区域線を記載 ・届出時に境界未確定の場合は想定線を記載(確定時に追完する) ・航空測量に基づく図面を利用した現況平面図を利用する場合は、水路取り付け高や盛土量算定、埋立て等区域を確定させるために必要な高さ情報を得るよう補足測量を行い、反映させること(基準となる点を図示)
②計画断面図 (埋立て等区域及び施設設置区域の計画断面図)	①縦断面図と横断面図において、高さ等の齟齬がないか確認する ②各横断面図において、地盤高(GH)と計画高(FH)を明記する	有		・1/250～1/500程度を標準とし、縮尺を記載すること ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし、作成間隔は形状確認ピッチ(原則、20m以下)とする。 ※断面図作成間隔は、土量計算上支障がない場合は50mまで可能
③排水計画図 (埋立て等区域及び施設設置区域の排水計画図)	①「(別紙)他法令の確認表」を参照	有		・施工中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の計画図を添付すること。 ・道路、河川、法定外公共物(里道、水路)等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること ・方位及び縮尺を記載すること(1/1,000以上を標準とする) ・関係法令等の区域線を記載すること ・地下排水計画図も添付すること。 ・区域外の排水が可能な限り混入せず、区域内からの全排水をカバーできるようにすること。
8. 求積図・土量計算等				
①求積図 (埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図)	①計算表も表示する(座標法は図面上に張り付け可)	有・無		面積は小数第1位を切り捨てて整数止めとする。 測量図は現況平面図に代えることができる
②土砂計算書 (土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量の計算書)		有		・横断面図、縦断面図を元に作成した、土砂等の搬入予定量を積算した計算書 ・平均断面法、メッシュ法、等高線法により算出した「地山土量(埋立て等の体積)」を、土量換算係数(土量変化率)を用いて「ほぐした土量」を算出 ・「地山土量(埋立て等の体積)」「ほぐした量」の両方の計算根拠、土量換算係数の引用元も記載すること (一般に公開しているものとして、三重県積算基準ほか) ・ストックヤードの場合は「ほぐした土量」のみで可能な場合もある。 ・ほぐした土量はカッコ書き()とする。
9. 埋立て区域内の土壌の汚染状況の調査				
①資料採取調書及び土壌の汚染状況の調査の結果を証する書面	規則様式第4号	有		土壌の採取方法、分析項目については図表3-7(手引きP36)を参照
②採取した位置図		有		
③採取した現場写真		有		
④採取した試料ごとの計量証明書		有		環境計量士が発行したものに限る

1Q 搬入計画等					
	①搬入計画	規則様式第8号の2付表1	有		
	②搬入経路図		有・不要		広域位置図、周辺状況図、施設敷置計画図等において搬入ルート及びそのルート番号が明示されている場合は、規則様式第8号の2付表1に当該ルート番号を記載することで代えることができる。 ※搬入元の場所が確定している場合は、当該箇所から埋立て等を行う場所までの搬入ルートを記載する。
	③搬入にかかる管理計画 (土砂等の搬入に係る管理計画書)	規則様式第11号	有		・埋立地の地形、地質または状況によって受入条件を決定し、その管理方法について記載 ・受入方法・手順については、土砂等を受け入れてから埋立てまでの手順などをフロー図などで記載すること。 ・受入条件には、必要に応じた受入基準（汚染の程度、土砂等の成分、PH、粒度、水分など）を記載 ・搬入前、搬出時の確認方法は、受入条件に適合する確認方法を記載
11. 生活環境保全措置関係書類					
	①水質調査施設図 (埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図)		有・無		※排水施設構造図、計算書等に記載している場合は、それらの画像で代えることができる。 ・排水の水質調査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、排水の採取位置等を明示し、1/1,000以上の地形図で明らかにすること。方位及び縮尺を記載すること。 ・1/500程度の平面図及び1/50程度の断面図に排水溝、集水溝等の構造図を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。 ・施行中と完了後の排水処理方法が大きく異なる場合は、両方の施設図を作成すること。
	②生活環境保全計画 (生活環境保全に関する計画を明らかにした書面) 1. 粉じん飛散防止対策		有・無		・敷木や遮風の緑地等、防じんカバー等の設置などについて、位置、頻度などを記載。 ・防じん測定結果等がある場合は添付
	②生活環境保全計画 (生活環境保全に関する計画を明らかにした書面) 2. 土砂及び雨水等の流出防止対策		有・無		・擁壁、法面緑化、排水処理施設、沈砂池等について、位置、大きさなどを記載（他の書面に記載している場合はその旨を記載）
	②生活環境保全計画 (生活環境保全に関する計画を明らかにした書面) 3. 騒音及び振動対策		有・無		・防振壁・防振型建設機械を使用する場合はその旨を記載 ・時間制限や出力制限、工法制限等を行っている場合は、それらについて記載 ・騒音規制法、振動規制法に基づき測り出を行っている場合は、当該測定の事し ・騒音・振動測定結果がある場合は添付。
	②生活環境保全計画 (生活環境保全に関する計画を明らかにした書面) 4. 改良土・再生土対策		有・無		・改良土、再生土で埋立て等を行う場合は、使用する改良土、再生土のPH値を記載 ・埋立て等区域のPH値と参照がある場合は、周辺地域の生活環境を保全するための対策を記載
	②生活環境保全計画 (生活環境保全に関する計画を明らかにした書面) 5. その他		有・無		
	②生活環境保全計画 (生活環境保全に関する計画を明らかにした書面) 6. 上記対策について明示した1/1,000以上の平面図を添付		有・無		・計画図などに記載している場合は、それらで代えることができる。方位及び縮尺を記載すること。



12. 住民説明会関係書類					「事前協議等確認表」の「届出書類への添付書類(説明会にかかるもの)」を参考とすること
	① 説明会の開催結果等報告書	規則様式第7号	有		・住民への周知(説明会)の内容、住民説明会において参加者から要望があった事項、住民の意見書の概要及びその意見への対応の一覧を記載した書面
	② 説明会配布資料		有		・説明会で配布した説明資料
	③ 議事録		有		・説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録
13. その他					「他法令の確認表」を参考とすること
	① 参考書類	①「(別紙)他法令の確認表」に基づき、他法令の許可証の写し、申請書鏡(受付印があるもの)、届出の写しを求めること ②その他	有・無		前各号に掲げる者のほか、参考となる書類 ・届出にかかる土砂等の埋立て等が他の法令又は条例の処分が必要な行為に該当する場合、当該処分にかかる許可証または申請書鏡(受付印があるものに限る)の写し ・埋立て等区域及び施設等設置区域の状況がわかる写真、当該写真の撮影方向を示した平面図 ・埋立て等区域及び施設等設置区域の流域図(1/5,000の地形図等) ・土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面(施工計画図) ※「三重県公共工事共通仕様書」における施工計画書と同程度のもの 「三重県公共工事共通仕様書」については県HPにて公開



■ 問い合わせ先

尾鷲市環境課

〒519-3652

三重県尾鷲市古戸町 10 番 9 号（クリンクルセンター）

T E L : 0597-23-8251 F A X : 0597-23-1700

Mail : kankyou@city.owase.lg.jp

■ 改訂履歴

令和 2 年 3 月 初版

令和 5 年 5 月 改訂

令和 7 年 7 月 改訂